

地	域	
福	祉	の
諸	問	題

2016

目次

はじめのことば - 大地協の発展をめざして-	1
	会長 永岡正己
大地協改革とこれからの展望	2
	大地協改革委員会
地域福祉施設職員アンケート調査報告書	4
	セツルメント研究会
隣保事業に於ける保育所の役割 ~ 『大阪のセツルメント』より再掲 ~	32
	三木達子
【討議資料】	
セツルメントとは何か 原点、大地協の歩み、未来へ	34
	永岡正己
地域福祉の諸問題 復刊にあたって	46
	大川明宏

巻末資料

はじめのことば - 大地協^{だいちきょう}の発展をめざして

NPO 法人 大阪市地域福祉施設協議会会長 永岡正己

NPO 法人大阪市地域福祉施設協議会(以下大地協)は、1957(昭和32)年7月、大阪セツルメント研究協議会として、セツルメントの歴史をもつ公私施設が中心となり、セツルメント運動の理念とその総合的役割を考え、地域福祉を研究・実践することをめざして結成されました。そして1963(昭和38)年4月に、当時緊急の課題であった学童保育の発展をめざして、学童保育推進委員会を設置して夏期学童保育計画を統一事業として実施し、その報告をまとめたのが最初の『地域福祉の諸問題』でした。『地域福祉の諸問題 - 昭和61年度』の菅良介先生の「はじめのことば」には、当時発刊された『地域福祉の諸問題』をもって「学童保育の必要性を全国に訴えたこと」が回想されています。

このように機関誌の創刊は、当時の地域生活の叫びに応えようとしたものであり、それは地域の人々と共に働く大地協の役割を体現したものでありました。初期にはその必要から年2回刊行されることもありましたが、その後数年間中断しましたが、大阪市コミュニティセンター研究協議会と改称したのち、1975(昭和50)年、地域の福祉問題を広く取り上げて、提言や年間活動のまとめとして再び刊行され、1986年度まで続いています。それから今日まで、大地協ニュースと各活動の報告書、そして40周年、50周年記念誌等を刊行してきましたが、今回、大地協改革委員会の議論の中で倉光愼二委員長の提言を経て『地域福祉の諸問題』を30年ぶりに復刊することとなりました。

今、私たちの実践の中から今日の地域福祉をめぐる「諸問題」を捉え直し、活動の役割や基盤、条件を明らかにすることが緊急の課題となっています。トインビー・ホールが設立された時の、生活に苦しむ人々の「悲痛な叫び」、昭和初期に大阪でセツルメント運動が目覚ましい活動を展開した時の都市と農村の貧困は、今も形を変えながら続いています。子どもから高齢者まで、生活の困難や孤立した状況は、私たち自身が担う現実として、その解決を求めています。私たちが、セツルメントの理念を今日も大切に、地域とともに働き、人と人のあいだに橋を架け、尊厳に満ちたコミュニティをつくり、変革を生み出そうとするこの意味がそこにあり、さまざまな分野をつないで、他の地域機関・団体と連携して活動を発展させる今日的役割があります。

大地協は、いつも「自然」、「まち」、「人」のつながりを大切にしてきました。今、各施設をとりまく条件には厳しいものがありますが、今回の改革をふまえ、大地協らしい活動を新たに発展させるために、世代を越えた自由な対話、提言、研究の場として本誌が活用されるようにと願っています。

今後とも皆様の協力、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大地協改革とこれからの展望

2015年度、NPO法人大阪市地域福祉施設協議会（以下大地協）総会において、「大地協改革委員会」が設置された。これは2016年度以降の大地協を見据えた抜本的改革をめざすためのものである。

6月から第1回目の改革委員会が行われ、8月までの期間で計4回開催された。メンバーはベテラン・中堅・若手で構成され、状況に応じてオブザーバーを招き、さらには会員全員からの意見や現場職員の声も聴きつつ、役職を越えた率直な意見交換や議論を行った。

改革において、まず初めに行ったことは大地協の根幹ともいえる「理念」「ミッション」をよりわかりやすく明確にすることだった。

NPO法人としての大地協の定款には「この法人は、地域社会のすべての人々が安心して暮らせるまちづくりや、相互に支え合う人と人のつながりづくりを進めながら、関係機関・各種団体と連携、協働し、地域住民や地域福祉施設利用者の権利擁護と自己実現をめざし、ひいては公益に寄与することを目的とする」とある。

大地協には、施設はもちろん、たくさんの職員が関わっているが、地域福祉施設や職員として、どれほどの職員がこの目的を理解し、さらには意識して日々の活動に取り組んでいるのか。また、今後大地協の活動を次世代へ継承していくためにも、「理念」と「ミッション」については明確にする必要があったのである。昨今、大地協の活動の中で施設間の足並みが揃わないこともあった。それは、活動を行う上で、向かうべき方向が意思統一されていないこと。また、周知されていないこと。そして議論されていないことに問題があると改革委員会では考えた。つまりこれらの問題を解決しなければ、今後の大地協の進むべき道が先細っていき、やがては形骸化したものになり組織としての存続も危うくなってしまふ。そうならないためにも、今一度先人たちの想いや大切にしてきたものを振り返り、さらには精査しながら「今」を生きる私たちが継承するもの、大切にしていきたいものを「理念」「ミッション」として整理し、議論した。その結果として、大地協理念は『地域に学び、地域に働き、地域に暮らすすべての人が、つながり・支えあふ地域社会づくりに貢献する』。大地協ミッションは『研究団体であるNPO法人としての自覚を持ち、インフォーマルサービスとソーシャルアクションを包含した活動の実践をする』となったのである。

また、改革委員会では各研究会はじめ、山の家・セツルの家・各研修会・自然体験応援バザー等、計16項目についてもその内容や今後に向けての議論を積み重ねた。今までの伝統や歴史を重んじつつも、16項目の中には今後、厳しい選択も必要となることも含まれている。今回の提言は、大地協加盟施設全てに「大地協についてもっと考えよう」と一石を投じるものであり、今後も大地協を大切にしていきたいからこそその提言である。加えて、最終段階では、改革委員会からの一方的な提言で終わることがないように、よりたくさんの方々

を集約するため、2015年11月に「大地協改革の大討論会」を開催した。施設職員、施設長など50名以上の参加者と共に、改革委員会の提言書を元に議論を行った。この機会を通じて、再度「理念」と「ミッション」をわかりやすく、共通理解しやすいものにすることが必要とされていると感じた。

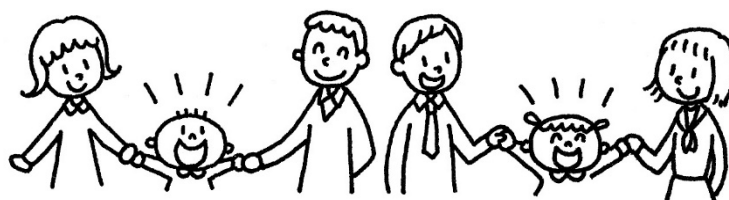
繰り返しとなるが、大地協は先人の想いを継承しながらも、現在の時代にあったものを考えていく時期に差し掛かっている。その先駆けとしてこの改革委員会が設置された。改革委員会では、これからの大地協をもう一度、役職や経験年数に関係なく、全体で考えるための機会と思い、たくさんの案を集約し提言として意見も出させていただいた。今回の改革委員会、大討論会という場が新たな大地協の出発となる場であり、活動を縮小させていく消極的なものではなく、活動を発展させるための礎となるものだとしている。各施設でも職員に対して大地協の活動だけでなく理念とミッションを合わせて伝えていただきたい。そして、今後ともこうした「理念」「ミッション」をベースにした討論会、勉強会の機会を設け、現在の時代にあった「大地協とは何か」ということ全体で考えていきたいと思う。

大地協改革委員 佐藤 剛

大地協改革委員会メンバー

倉光慎二 育徳園保育所
 名城嗣盛 やまと保育園子どもの家
 佐藤 剛 今川学園子どもの家
 アドバイザー 永岡正己 小谷啓二
 オブザーバー 蕨川晴之 西野伸一

第1回大地協改革委員会	2015年 6月 8日(月)	育徳園保育所
第2回大地協改革委員会	2015年 6月 22日(月)	育徳園保育所
第3回大地協改革委員会	2015年 7月 21日(火)	育徳園保育所
第4回大地協改革委員会	2015年 8月 24日(月)	育徳園保育所
大地協改革の大討論会	2015年 11月 30日(月)	阿倍野市民学習センター



地域福祉施設職員アンケート調査報告

アンケート調査の趣旨

日本の社会は、福祉課題を縦割り行政による細分化・同質化といった合理的な方法で解決しようとして取り組んできました。その結果、子どもは子ども、高齢者は高齢者の問題というように分断されているのも現状の一つです。しかし、地域の中には、子どもからお年寄り、障がい者、妊婦など、さまざまな人たちが存在し、それぞれの生活を営んでいます。

「地域福祉施設職員は、利用者や地域住民にとって本当に必要なニーズと関わることができているのだろうか」。私たち大地協セツルメント研究会は、福祉現場で利用者（子ども～お年寄り）やその家族と日々、関わり、地域福祉の業務に携わっておられる職員（実務者）のみなさんが感じている問題意識や、課題・悩みなどを調査・分析することで、地域福祉施設及び職員の現状が見い出せるのではないかと考え、調査を実施しました。

福祉課題は、地域で生まれ、地域の中にあります。地域を福祉課題の「解決の場」そして「予防の場」とするためには、どのような制度・サービスや地域福祉施設職員の働きが必要なのかなど、これからの地域福祉施設のあり方、展望をこのアンケート調査をもとに考えていきたいと思っています。

【調査の概要】

調査主体 NPO法人大阪市地域福祉施設協議会 セツルメント研究会
調査対象 日本地域福祉施設協議会加盟施設の職員のみなさん
調査時期 2014年11月～2014年12月13日
調査結果 記述された内容をもとに地域福祉施設の役割（必要なニーズ）や施設の社会化・地域化といったテーマの研究に役立てたいと思います。施設名などは公表いたしません。

【内容】

地域福祉施設職員アンケート調査 調査票
各設問の調査結果と考察
まとめ

調査担当 セツルメント研究会
吉田正義 藤川晴之 楠 勇 廣谷直樹 佐伯 剛 山田芳子
細見麻里子 入道雅美 前本理華 木村愛
今川恵介 西野伸一
監 修 永岡正己 小谷啓二

地域福祉施設職員アンケート調査 調査票

地域福祉施設職員アンケート記入用紙

の設問は該当する番号に を付けてください。

～ の設問は記述式になっています。例を参考にご記入ください。

あなたの福祉施設勤続年数を教えてください。

- A 2年未満 B 2年～5年 C 6年～9年
D 10年～19年 E 20年以上

あなたが現在働いている施設と職種を教えてください。

例 保育園：保育士 障がい児・者施設：PT など

仕事をしていて、地域とのつながりの必要性を感じるのはどのような時ですか。

例 施設を利用していない時間帯（夜間・休日の生活など）の利用者の状況。
利用者との関わりが途切れる状況（保育園の卒園後・障がい児の施設から就学時などの支援の切れ目など）。

まちの中で、気になっていたが、そのことに対応・対処できずに終わってしまったこと、また反対に対処できたことはありますか。

例 不登校と思われる子どもをまちで見かけた時、虐待が疑われる親子を発見した時、認知症が疑われる人がまちの中で徘徊しているように見受けられる時等の対応・対処ができなかった。

利用者を支援する中で、地域住民や関係機関と協力したことがあれば記入してください。

今まで関わったケースの中で、利用者が、地域で暮らすことが本当に幸せなのか。（利用者自身のためになっているのか）施設入所の方がよいのでは...などを迷ったケースはありますか。また、そのようなケースに出会ったとき、どのように関わりましたか。具体的に教えてください。

例 保育園に通うAちゃんは、貧困で虐待を受けながらも親のもとで暮らしている。

利用者に関わる中で、「このような支援があればいいのに」というお考えがあれば、ご記入ください。

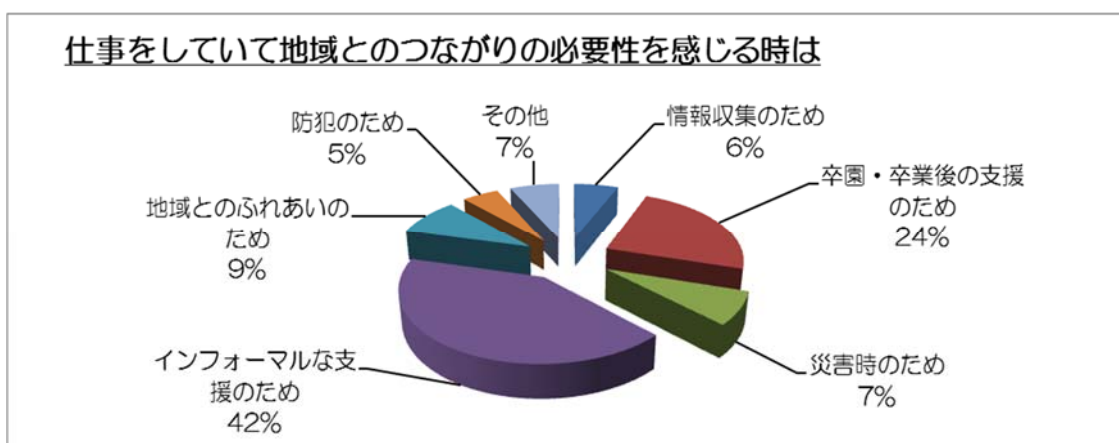
アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

各設問の調査結果と考察

設問

仕事をしていて、地域とのつながりの必要性を感じるのはどのような時ですか。

この設問で得られた回答を、「情報収集のため」「卒園・卒業後の支援のため」「災害時のため」「インフォーマルな支援のため」「地域とのふれあいのため」「防犯のため」「その他」の 카테고リーに大別する。



1. 単独施設での支援の難しさ ～施設職員や専門家と地域との協働～

この設問は、地域福祉施設職員が課題を抱えている利用者や家族に対し、一施設だけでの支援をすることの限界を証明しているのではないだろうか。

「卒園・卒業後の支援のため」と「インフォーマルな支援のため」への回答は、際立って多く、2つの分野で全体の66%を占める。

卒園・卒業後の支援のため、地域とのつながりの必要性を感じるという回答66件の中から抜粋

「保育園の卒園後や地域の子育てひろばで出会う気になる親子のその後」「要支援家庭・障がい児の就学における支援の切れ目」「卒園生が学校で問題を抱え、保護者が悩んでいる時」「発達障がいなどグレーゾーンの子どもの数が増えている中で、就学後の様子が全く分からなくなる」「保育園の子どもが卒園する時。特に保育園で支援（朝食、送迎、長時間保育、シャワーなどの清潔面、モーニングコール、持ち物の貸出など）を行っていた家庭の子どもたちの生活支援が気になる時」など

「卒園・卒業後の支援のため」という回答の多くは、課題を抱える利用者やその家族に対しての関わりが単独の施設になることで発生している。それは、問題を地域と共に考えることが出来ず、施設内で課題を抱えこんでしまうことによって生まれる「支援者の悲鳴」といえる。

つまり、これまで中心にかかわってきた施設であっても、利用者のライフステージが変わると、課題を抱える当事者やその家族と継続的に施設が関わることができなくなってしまう。また、新たに関わる機関との連携をとることが難しい。

継続した支援の必要性を分かってはいるが、どのようにすれば、他機関・地域と関わり、地域全体で支援していくことができるのか。

利用者や家族が困った時に相談できる体制を整えるだけでなく、また相談できずに困っている家族に対して支援を行うため、地域福祉施設職員は何から始めれば良いのであろうか。

保育所や小学校、学童保育や児童館、高齢者デイサービスや放課後等デイサービスも目の前の利用者、家族と関わることで手がいっぱいである。他機関や地域住民と連携し、地域の福祉力向上に導く働きがどうしても後回しになっているのが現状である。このこと自体、同じ課題を抱える利用者や家族を増やしていることにつながる恐れがある。

インフォーマルな支援のため地域とのつながりの必要性を感じる回答 116 件の中から抜粋

「夜間に子どもだけで過ごす時間の長い児童へのケア(さみしさ、食事、学習、入浴など)」「認知症高齢者に対する社会的に排除につながりそうなケースの時(火事やごみの問題により施設入所された方が良い等の近隣からの声)」「地域の在宅親子が、園での子育て支援の活動に参加し、園児や他の親子、職員との関わりを必要としている時」「子どもの育ち成長の過程で色々な人に声をかけてもらい、かわいがられて育つことで豊かさが生まれる。職員にとっての気づきを広げる機会にもなる」など

「インフォーマルな支援のため」の回答も同じく、単独の施設だけで行う支援の難しさを示している。インフォーマルな支援の必要性を感じる時、利用者は地域で生活していることに改めて気づかされる。利用者の生活の場は、地域である。24時間365日といった生活の連続性を、地域の中で持続して見守ることができるのは“地域住民の力”ではないだろうか。

そして、地域での人との関わりこそが地域で起こる問題を未然に防ぐ助け合いの力となる。問題が起こってから地域住民の力で当事者を支えるのではなく、問題が起こる前に人と人が関わるからこそ、困ったことを共感できる関係が地域で生まれ、地域の諸問題を考えるきっかけにつながるのではないか。

施設職員や専門家が、縦割りの制度の中で、課題を囲い込み、単独で動けば動くほど地域のインフォーマルな資源の力を奪って行く可能性がある。

地域住民が地域の課題に気づき、その課題に対して地域福祉施設を拠点に、

「地域住民として活動する領域」

「地域住民と地域福祉施設職員と協働で活動する領域」

「地域福祉施設職員が専門的に活動する領域」

など地域住民自身の力と、専門職の力を駆使した協働する活動こそが、地域の

福祉力向上につながるのではないだろうか。

複合的な課題を抱えた利用者と家族の支援を必要とする時にこそ、多種多様な地域の方たちとの協働作業が地域福祉の主体形成に結びつくのではないだろうか。

2. インフォーマルな支援とは

今回の調査で頻繁に使われている「インフォーマルな支援」という言葉。私たち支援者が、気をつけなければいけない視点は「インフォーマル」という言葉を多用し、課題を抱えている当事者（利用者やその家族）に責任を押しつけないことである。それは、利用者が直面する福祉課題を社会の問題ではなく、個人の責任に押しつけることにつながるからである。

「インフォーマルな支援」とは、家族や親族、友人・知人、近隣住民、ボランティアなどによって行われる支援を指すが、それは公的機関や専門職によって提供されるフォーマルな支援を代替するものではない。本来、地域に住む一人ひとりの力によって主体的につくりだしていくお互いの支え合いである。

地域で起こるさまざまな問題に対する自己責任論は、各自に備わっている力（人が生きるためになくてはならない力）や自尊感情を低下させ、自ら立ち上がる力・希望を抱く心を萎えさせてしまう。

そのような状態では、困難な状況をより自分自身の責任にしてしまい、あきらめの気持ちや喪失感が、SOSを発信する力を奪う。

3. 施設の『社会化から地域化へ』の必要性とは

ここで、数々の回答を整理した時、施設の社会化から地域化へ移行する大切さが見えてくる。

回答の中で、職員がアウトリーチする（地域へ出ていく）ことの困難さが現れていた。本来なら、地域の課題を探しだすことは、地域福祉施設職員としてのひとつの役割である。しかし、現実には施設の業務で手がいっぱいという実情がある。

施設職員は、利用者や家族との何気ない関わりや世間話を通して、たくさんの地域の課題発見の機会を得ることができる。その課題に気づき、地域住民と共に解決に向けて取り組むことにより施設の地域化が進み、それが地域住民の安心感につながる。その安心感は、地域住民が、地域の中の問題に目を向ける、「地域のネットワーク」としての存在へとつながる。

保育所の卒園生の保護者が、小学校に入った後も相談できるような施設であれば、保育所を拠点に小学校や地域住民などを巻き込み、子どもや家族を支援する仲間として協働する可能性も秘めている。

施設が誰でも立ち寄ることのできる居場所となることが、地域住民と施設が共に問題解決や予防へのきっかけとなり、施設の地域化への取り組みにつながるのではないだろうか。



設問

まちの中で、気になっていたが、そのことに対応・対処できずに終わってしまったこと、また反対に対処できたことはありますか。

1. まちの中でどのような問題に気づいていたのか、どのような問題を感じているのか。

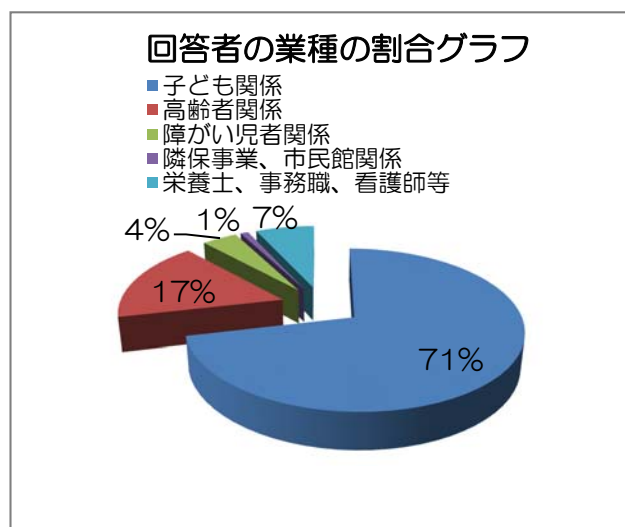
今回の調査では、回答者の71%が保育士や学童指導員であった。次いで16%の回答者が介護士や相談員など高齢者関係の職員で、栄養士・事務職・看護師など他職種が7%、障がい児・者関係の職員は、全体の4%であった。回答者の偏りがあったためか、問題への気づきという部分では「不登校と思われる小学生」や「子どもを激しく叱っている母親」など、子ども関連への気づきが全体の約半分を占めていた。

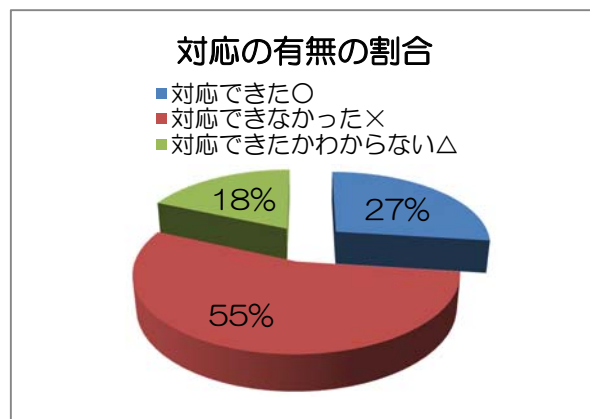
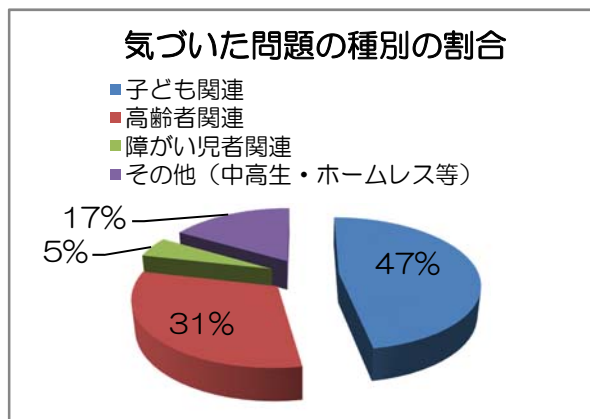
そして、全体の約30%が、認知症が疑われ徘徊しているなど高齢者関連のものであった。障がいのある方への気づきは約5%とかなり少なかった。その他、ホームレスの方、喫煙している中高生などの問題は15%という結果であった。

回答者の内、この設問に回答した方は全体の70%にのぼる。このことから福祉に携わる職員の多くが、まちの中の課題に対して、問題意識を持っているということが分かる。

しかし、何らかの対応ができたという回答は全体の3割にも満たなかった。反対に声を掛けられなかった・何も対応できなかったという回答は半数以上に及び、対応できたか分からないという回答を加えると、70%以上がうまく対応できなかったと思っていることになる。もちろんこの数字を鵜呑みにはできないが、多くの回答から職員の葛藤・後悔・戸惑いなどのさまざまな気持ちが伝わってきた。

まちの中の障がい児・者への気づきが5%とかなり少なかった。この原因については今後の研究で取り組んでいきたい部分である。

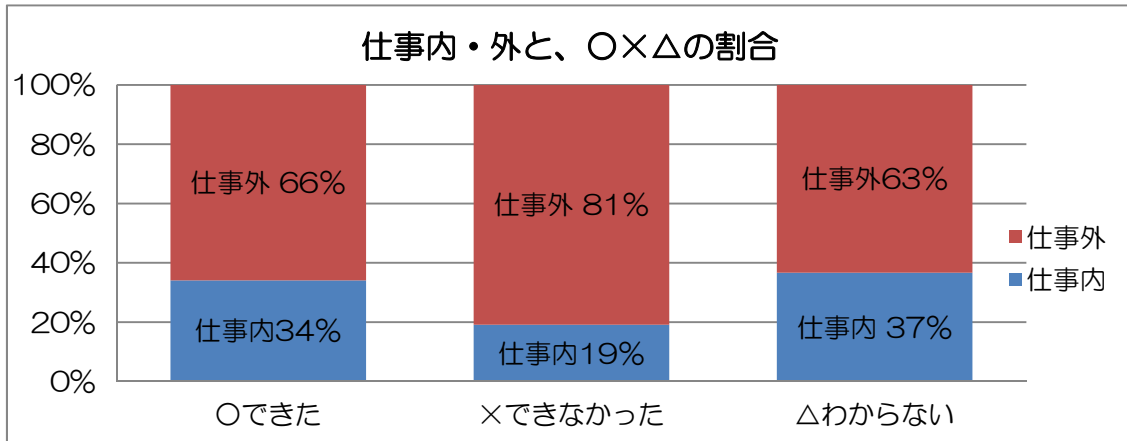




2. 仕事で、施設周辺のまちを歩いている時と自分が住んでいるまちを歩いている時の違いはあるのか。

今回の調査内容で、回答者がまちの問題に気付いたという場を、勤務時間外か勤務時間内かで考察してみた。自宅周辺でまちの問題に気付いたという場合は、勤務時間外と推測でき、また職場の近辺でまちの問題に気付いている状態は、勤務時間内が多いと推測できる（自宅と勤務地が同じ場合も考えられる）。上記のグラフ数値では、母体の数に違いがあり断定はできないが、自宅周辺と勤務地周辺では、問題意識の持ち方に違いがある。私たちは常に地域に目を向ける事を意識している。地域住民や利用者、施設など、たくさんの人がつながってほしいと思いながら地域福祉という仕事をしている。しかし、いざ自宅の周り、勤務時間外になると、自地域での人との関わりはあまりにも希薄である。そこには大きな矛盾が現れている。





3. つないだら支援は終わりなのか。どこまでが支援なのか。

回答の中には、「保健センターにつないだ」「市に相談した」「警察に通報した」など「 につないだ」というものが数多くあった。その後の関わりという部分は今回の回答の中では見えてこないこともあるが、「 につないだ」という対応のみで支援を終了していいのだろうか。

回答の中には「どうなったか分からないので気になる」「(あの対応で)本当に良かったのか」など実際に行った支援に対しての迷いも見受けられた。まちの中での対応ということで、それ以上の対応は非常に難しく限界がある。対応したその先で果たして適切な支援は受けられているのだろうか。

しかし、回答の中には、町の中にある問題に気づき、当事者の周りの人たちと継続的に関わり、解決につながったケースもあった。注目すべき事例であるが、私たちは現実的にどこまで支援を行えばいいのだろうか。支援者がまちの中の問題に気づいた時、周りに相談できる人はどれだけいるかということが求められる。支援者がつながりを多くもっていれば、支援の方法に拡がりを持つことができるのではないだろうか。

4. まちの中で気づいた問題にどう対応するのか。声の掛け方について考察する。

親の激しい叱り方に関する回答が多数あったが、声を掛けることに躊躇しているケースがほとんどであった。回答の中に、「子どもを激しく叱っている母親に近所の方が声を掛けると、『我が子を(好き好んで)傷つける親がどこにいるのか』と母親は泣きながら訴えていた」という事例があった。声を掛ける側はなんとかしてあげたいという気持ちであったように思う。しかし、当事者である母親にとっては、声を掛けられることで、自分(母親)が責められているように感じてしまっているのではないか。子どもが可哀想とってしまうのは本音だと思う。しかし、困っているのは子どもだけではなく母親も困っているのである。声の掛け方も母親の気持ちに寄り添ったものであれば、関係性を緩めることができたかもしれない。私たちの何気なく掛けた言葉で利用者を傷つけてしまっていることはないだろうか。仕事・子育て・家事など必死に頑張っている母親、認知症などの高齢者を介護する家族、障がいのある子どもをもつ親などに、どこかで「母親なんだから、家族なんだからもっと頑張って」と言

葉掛けや態度で無意識に追い込んでしまっていることはないだろうか。当事者に寄り添い、傾聴するという姿勢が、当事者を理解することにつながる。そのことを常に心の中に持っておく必要があるのではないか。

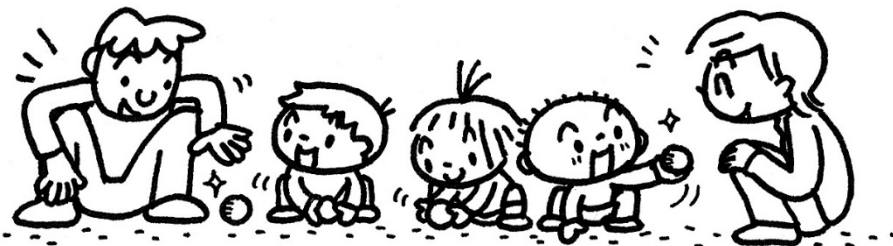
5. まちの中にある問題は、決して個人の責任ではない！

既述してきたとおり、まちの中には問題が山積しており、その一つひとつは簡単に解決できるものではない。その問題の背景を辿っていかなくては本当の解決にはいたらないであろう。そして、その原因は子ども、親、高齢者、障がい者、その家族だけにあるのでは決してない。問題を一個人や一家族の責任にしている限りは、解決にはならない。

子どもへの虐待にいたった親も自らその状況を選んでいるわけではない。「子育ては全て親の責任、特に母親が担わなければならない」という価値観が多くの人に存在している。一昔前は親類や隣近所の人たちというように、たくさん見守りの中、子育てが行われていた。現在は少子高齢社会、核家族から、さらに高齢者だけの世帯やひとり親世帯、単身世帯が増えており、人間関係が希薄になっている。社会はプライバシーの問題により、他者への無関心化が進む。そしてインターネットの普及などによる情報化社会、そんな社会環境が子育ての孤立を生む。

また、障がい特性の理解が少しずつ進み、障がい児・者を取り巻く制度が整備されている。しかし、他人に迷惑をかけてしまうからと思い、公園で遊べない障がいのある子どもを育てる家族の事例がある。制度が整備され支援が充実してきているのかもしれないが、その人たちの暮らしがまちの人たちに見えてないのではないか。まちで暮らしている障がいのある人たちやその家族の苦しみがなくなっていくのはなぜだろう。

それら問題の要因の多くは社会に存在する偏見ではないだろうか。障がい者って・・・、認知症って・・・、女性って・・・、外国人って・・・、と未だにはびこる社会がつくり出した画一的な価値観に対し心を痛め苦しんでいる人がいる。個人の責任とされている問題を地域住民とともに考えることが地域福祉施設の役割の一つではないだろうか。



設問

利用者を支援する中で、地域住民や関係機関と協力したことがあれば記入してください。

1、地域福祉施設職員アンケート回答分類別統計

(1) 協力した関係機関などの種別内訳

- ①地域の行政機関及び社会福祉機関、学校など多職種機関による支援連携・協力 49%
- ②地域の近隣住民や商店などによる支援連携・協力 24%
- ③施設開放及び見学、地域行事の協働 16%
- ④地域の民生委員・自治会や町内会・家族の会などによる支援連携・協力 10%
- ⑤地域の人や他機関と協力したことがない 1%

(2) 協力した関係機関などの割合

- 地域のフォーマルな支援 74.3%
- ①児童相談所 12.6% ②市・区役所 12% ③保健師 8% ④高齢者施設 6% ⑤小学校 5.3% ⑥地域包括支援センター 5.3% ⑦居宅サービス支援センター 5% ⑧療育施設 4.6% ⑨病院 4% ⑩保育所・幼稚園 2.6% ⑪子育て広場 2% ⑫ヘルパー事業所 2% ⑬社会福祉協議会 1.3% ⑭警察 / 消防署 / 中学校 / 大学 / 教育委員会 / サロン各 0.6% (3.6%)
- 地域のインフォーマルな支援 25.7%
- ①民生委員 8.6% ②近隣住民/知人 8.2% ③民間ボランティア団体 3.3%
- ④自治会 2% ⑤町内会/女性会/老人会/保護者会/卒園者会/成年後見人各 0.6% (3.6%)

(1) **施設と協力機関** (斜線は同数まとめ)

- ・ 保育所・学童：児童相談所 17件 地域住民/役所各 11件 保健師/療育各 10件
民生委員 8件 学校 6件 医療 4件 支援センター/社協/
MSW/主任児童委員/養護施設各 2件 NPO/保健師/保
育ボラ/子育てプラザ/ヘルパー各 1件
- ・ 高齢者施設：地域住民 8件 民生委員 6件 地域包括 5件 ケアプランセ
ンター 4件 訪問介護 3件 警察/医療各 1件
- ・ 養護施設：地域住民/教育委員会各 1件
- ・ 障がい施設：民生委員/ケアマネ ジャー各 1件

(2) 地域支援ケースの分類

- ・虐待 12 件・気になる親子 11 件・発達障がい児 11 件・要支援/保護 8 件
- ・認知症（徘徊）9 件・保護者（精神疾患）6 件・障がい児 5 件・母子/父子家庭 5 件・DV 3 件・独居 3 件・不登校 3 件・国際家庭 1 件・精神障がい者 1 件

* アンケート事例統計のため、事例に名称記入のあるものだけのカウントになりましたが、関係機関や専門機関という記入が多くありました。地域的な名称や簡略表記などの違いがあるものは、1 つにまとめてカウントさせていただいています。

2. アンケートからの考察

(1) つながりでの対応

自施設や地域で発生、遭遇したケースが抱える問題の必要性に応じて、他機関とつながり、連携・協力をもって対応している。このつながりから、問題の共有・改善・解決に向けた動きがみられる。

(2) 継続した支援体制

アンケート回答から、ケース支援を通じての他機関とのつながりが見えたが、その後のケースへの継続した伴走型の支援について触れられている回答は少なく、発生した問題への対応という回答が多くみられる。

専門機関にケースを引き継いだ後、地域での当事者（本人、家族）への関わりがどうであったかという点については回答から捉えることが難しい。しかし、当事者を中心とした地域での協力者や関係機関の連携した伴走型の支援が、どのように行われているかを知ることが重要だと思われる。そのため悪戦苦闘している支援から共に学び合うことが今後の継続した支援体制つくりにつながるのではないだろうかと考える。

(3) 専門性や緊急性が高いケース

関わったケースへの対応として大きく分類すると、自施設内での対応、他機関と連携・協力した対応、専門機関へのケース移譲の 3 つが挙げられる。ケースの抱える問題が、生命に関わる緊急性が高いほど専門的な知識や技術を必要とし、早期判断が問われる。そのため、気づきから問題把握し、課題共有するなどの展開が重要であり、相談、協働できる人がいることや、地域のネットワークとの連携、専門機関への相談、介入に強制力が行使できる行政との連携が必要である。

(4) 人と人のつながり

各地域福祉施設の地域で発生、遭遇したさまざまなケースに対して、必要に応じ他機関とのつながり、連携、協力をもって対応し、長所や専門性を活かしながら、問題を抱える人に向かい合っている施設・職員の姿がみられた。

人が、ひとりで問題に対することには限界がある。日々の暮らしの中、人と

人が共にあり、時に協力し知恵を出し合い相談することで、生きる力が育まれる。今も、地域の中で困難な問題を抱える人がいる。問題と対峙するのではなく、問題を抱える人の隣に立ち、共に問題を見つめ、信頼関係を結ぶつながりが必要と考える。

(5) 地域福祉施設として

私たちが暮らす地域で気づく範囲の中だけでも、多様な問題を抱える人が多く存在する。発見されたケースの当事者にとっては深刻な問題であり、地域の中で共に暮らす（働く）地域施設職員としても見過ごすことのできない重大な問題である。問題に早期に気づくことで、より深刻な状況へ陥ることを回避させ、今の生きづらさを軽減することができる。反対に気づきが遅れる程に問題を深刻化させると言える。

地域でのさまざまな問題に対して、地域福祉施設だけではなく地域のさまざまな機関や人とのつながりによって重層的で継続した協力支援体制を築くことが、深刻化する問題を回避、軽減できる。そういった地域における協働をつなぐ取り組みが、地域福祉施設の役割ではないだろうかと考える。

(6) 地域福祉施設職員として、一人の人としての役割

困難を抱える人は、なぜ声をあげず、他者に頼らず、専門機関に相談しないのか。他者には話づらい問題を持っていることや当事者が問題に気づいていないこと、問題を伝える術を持たない可能性があることが考えられる。

今も深刻な問題を抱える人が、生きづらさや困難を抱えて苦しんでいる。私たち地域福祉施設職員が、地域に耳を傾け、声なき声を聴き、信頼してもらえ人材になれるよう、専門性や人間性を養わなければならない。地域で暮らす人と人との関係構築の架け橋になることが、地域に求められる地域福祉職員としての役割ではないだろうかと考える。

3. まとめ

(1) 地域の目の重要性

アンケート回答統計(2)にある、地域で活動するインフォーマルな支援での民生委員、近隣住民・知人の気づき、フォーマルな支援での保健師の訪問、サービス提供の中での気づきなど、さまざまな地域の目から専門機関への連絡・相談や連携が行われ、支援へとつながっている。

その暮らしの中での関わりや、さまざまな人との交流から情報を得るネットワークが、地域の目となり、問題をキャッチさせ、個人の問題を地域の問題として捉えなおし、支援へと展開させていくということが重要である。

(2) 人と人との豊富な関わりがある豊かな地域をつくる

地域の福祉課題に対して、原因を解明し解決するための継続した伴走型の支援や、誰もが豊かで安心して暮らせる地域を築くには、限られた機関や人では補えないことが多くある。サービスや専門機関のみで表面化している問題に焦点を当てたフォーマルな支援には限界が生じており、地域の福祉課題の本当の

解決にはならない。

賛否両論はあるが、社会福祉制度による子ども子育て支援や障害者総合支援、地域包括ケアシステム導入などからも、地域にあるさまざまな資源を活用した継続性のある総合支援が必要である。

アンケート回答統計(1)にも、システムや制度の事業などによる地域交流や連携が社会福祉分野で共通に図られており、地域福祉施設としても、地域の福祉課題に対して必要な独自の取り組みがみられる。それらの取り組み（地域に目を向けた教育機関や他機関、町会や自治会等との交流、ネットワークづくり、バザーや施設開放、サロンなどの地域交流を通じた相互理解、関係構築）からも現代の地域福祉には、総合性のある継続可能な仕組みや豊富な人と人との関わりの機会が、必要であることがわかる。

(3) 総合性のある地域福祉施設職員の育成

アンケート回答での地域の福祉課題に対する協力、地域づくりへの取り組みからも、伴走型の支援や潜在化する問題に対して、フォーマルな支援では補えないさまざまな問題が生じており、地域での総合性のある支援が必要であることが明らかになる。個別の問題を点から面の関わりへ捉えなおし、地域住民との交流から力を得る取り組みや、制度の枠を超えた多職種連携など、地域協働への動きが一部みられる。

だが一方では、回答別分類統計に「協力をしたことがない」という回答もある。地域福祉施設としての取り組みが、一部の職員に留まり、職員の中での温度差が生まれているのだとすれば、それを職員の意識の差という個人の問題としてはならない。施設の課題として捉え、施設全体で地域づくりを考え、協働するという取り組みが必要である。そのような取り組みは、地域を総合的に捉える視野や行動力を持った職員を育成することにつながる。

(4) 地域の笑顔の輪をつなぐ

豊かな地域づくりに向けて地域福祉施設・職員がすべきことは、人間的な関わりを通じて介入することである。先人たちから受け継がれてきた地域福祉施設・職員としての精神を原動力に、柔軟に発想の転換を行い、地域で共に暮らし、当事者の気持ちを感じることで培ってきた地域福祉実践力を発揮する。

例えば「施設の設備や体制を利用、さまざまな世代の交流を目的に教室や食事・入浴提供、気楽な集まりの場、居場所づくりなどを地域ニーズに応じて開催・継続する」など、目の前に困っている人がいることに、気づける場所や機会を提供する。そして「地域ボランティアの募集、教室やイベント、集まりの場に参加、開催してもらえ人を募集する」など、地域住民との協働を図る。

輪を広げ、多くの共感を実践につなげて、地域の目（地域での支え合い）を増やすこと、地域の人に寄り添い、笑顔の輪がつながり広がるように豊かな地域づくりに協働していくことが求められているのではないだろうか。

設問

今まで関わったケースの中で、利用者が、地域で暮らすことが本当に幸せなのか。(利用者自身のためになっているのか)施設入所した方がよいのでは...などを迷ったケースはありますか。また、そのようなケースに出会ったとき、どのように関わりましたか。具体的に教えてください。

事例1 虐待(ネグレクト)による分離から再統合できた親子

当時小4だったKくんは生活保護を受ける母子家庭のもと過ごしていた。母親は家事もせず、ヘルパーさんが食事を2~3日分まとめて作ったり、掃除もしていた。

食事等生活環境も整っていたが母親からはしてもらえず、日に日に昼夜が逆転したり、不登校気味になっていった。学校・地域・施設と協議を繰り返し、最終的に母子分離し施設入所となった。施設の運動会に応援しようと学童指導員が行った際、Kくんは明るい表情を見せてくれ、生活リズムも安定し、学校にも行っていると聞き、安心したが、母親が応援に来てくれたことに一番の笑顔を見せ、母子ともに肩を寄せ合っている姿が印象的で母子分離したことが正しかったのか、ほかの方法はなかったのか悩んだ。

今、Kくんは高校3年生となり、母親と暮らしている。まだまだ関わりが必要な母子だが、今となっては母子分離することでKくん自身の生活する力を身に付け母親も意識が変わり、今は食事を作るようになった。

(1) 課題

- ・母子家庭への支援の在り方(金銭面・孤立)
- ・学校、地域、施設の連携
- ・生活困窮(シングルマザーの相対的貧困率が50%以上)

(2) 背景

- ・生活保護
- ・母子家庭
- ・母親の養育能力
- ・Kくんの不登校

(3) 関係機関

- ・児童養護施設
- ・学童保育
- ・地域
- ・民生委員
- ・学校
- ・ヘルパー

(4) 考察

ネグレクトとなった背景に、孤育て（誰にも頼ることができない中で子育てをする状態）や経済的理由（シングルマザーの平均収入が一般的に180万円程度であること）で母親の力が奪われていることが考えられる。ヘルパーを利用していることから、母親が何らかのしんどさを抱えていることや親類など身近な人からの支援がないことも推察される。母親自身、頼ることのできる存在や支えてくれる関係がなかったのではないだろうか。また、Kくん自身にとっても、親子の愛着の問題が心配される。

このような状況の中、母親だけに「頑張れ」とエールを送るだけでは、精神的な負担が増え、しんどくなってしまう。周りの人たちは、「良くなってほしい」「何か手助けになれば」という思いで行う支援も当事者からすると重荷になってしまう場合もある。

Kくんの周囲にヘルパーをはじめ、学校、地域などの見守る体制があったことは救いになっている。一時的に施設入所にはなったが、そこで支援終了となるのではなく、母親に関わり続ける人が存在していたことが、母親や子どもの力になっていたと考えられる。

安心して子育てするためには、学校・地域・施設など、さまざまな関係機関の情報共有や連携が大切である。また、地域社会や身近なコミュニティでの支え合い、助け合える関係性があれば、より大きな安心感へとつながる。今後は、地域の中で社会的養護としての受け皿の必要性がさらに大きくなっていくのではないだろうか。

事例2 地域から排除される障がい児とその家族

発達障がいのある子が卒園後(保育園)の放課後、どこにも所属せずにいろいろな場所を転々とし、トラブルが起きては行き場がどんどんなくなっていった。やがて施設の外のベンチで座って親の帰りを待つようになったので、保育園の園庭を開放しているのでそこで遊ぶように声をかけた。特に迷惑と思ったことはなかったが、親が迷惑をかけるから行くなと言うようになり来なくなってしまった。

(1) 課題

- ・発達障がい児の居場所がない
- ・支援の切れ目（関係機関との連携）

(2) 背景

- ・母親は、子どもに発達障がいがあることに負い目を感じている
- ・保育園を卒園することにより居場所がなくなるという地域の現状
- ・発達障がいに対する社会的認知の低さ(障がいに対する知識/家族のしんどさ)
- ・放課後、どこにも所属していない

(3) 関係機関

・ 保育園 (園庭開放時)

(4) 考察

いくつかの課題がある中で、まず発達障がい児の居場所がこの事例では大きな課題となっている。“どこにも所属せず”という文面から、発達障がい児とその保護者が安心して過ごすことができる場がなく、地域の中で孤立しているということがわかった。

地域に放課後等デイサービスなどがいないのか、或いは保護者自身そういった制度を知らないのか、また、放課後等デイサービスなどを利用していたが、転々としなければならなかった理由が他にあったのかは明白ではない。

なぜどこにも所属せずまちで一人ぼっちになっていったのか。保育園の職員は、本児がまちの中で浮遊している姿を知り、園庭開放に案内することはできたが、居場所を失い浮遊する卒園児を見守ることしかできないというもどかしさや葛藤も同時に感じているのではないだろうか。

そこで、もう少し小学校や放課後の居場所となりえる機関との連携ができていたなら、状況の変化もあったのではないだろうか。

保育園から声をかけてもらい、保護者も利用したい気持ちはあるが、迷惑をかけてはいけないという思いの狭間で悩んでいたのではないだろうか。

実際、発達障がいの特性は理解されにくく、行動によって問題視されることや世間から少し変わった子という風に距離を置かれてしまうことも少なくない。また、障がいがあるのは“親の育て方が悪いから”という考え方が社会には未だに存在している。そういった中で、わが子を育てることに対して負い目を感じてしまい、母子ともに地域の中での居場所がどんどんと失われてしまったのではないだろうか。

決して排除するつもりがなくても、何気ない言葉、態度が発達障がい児や家族を排除してしまっている現状がこの事例の最大の課題ではないだろうか。

現在、放課後等デイサービスなどが増え、発達障がい児に対しての支援や地域の中での受け皿が少しずつ変化している。しかし、この事例のように家族だけで問題を抱えてしまっていることも少なくない。そこで施設や保育園、小学校などの連携がこれからもっと必要になってくるのではないだろうか。



事例3 虐待を受けている家庭への支援。子どもの心は。母の気持ちは。

卒園して小学校に通うAちゃん。現在通園している弟のBちゃん。ひとり親家庭で、母による虐待を理由に要支援で入所（保育園）してくる。日々児童相談所とつながり過ごしている。幾度となく、一時保護もある。母親の過去の背景にも課題がある。母の送る日常生活そのものがAちゃん、Bちゃんの生活にも大きく影響している。その中でAちゃん、Bちゃんは母を求める姿がある。母親の影響からか、母を真似て暴言を言ったり、他児を利用して金銭を出させ、物を買ってもらうなどの行為があったとの話を知らされたりすると、このまま母のもとで暮らすことは良いのかと考えてしまう。園内で繰り返し伝えていた子どもの最善の利益は築かれているのか迷い不安になる。母親、子どもたち、児童相談所へのつながりは、現在は続いています。母親も少しずつ自分本来の姿を見せ始めたり、悩みを打ち明ける姿を見られるが、波があり繰り返しの状態であるため先の課題は大きい。

(1) 課題

- ・ 母親、子どもたちが安心できる居場所の問題
- ・ 児童相談所や他機関との継続的な連携の問題

- ・ 子どもたちの愛着の問題

(2) 背景

- ・ 母子家庭
- ・ 母親からの度重なる虐待
- ・ 母の成育歴の中でのしんどさ
- ・ 繰り返される一時保護など、生活の不安定さ
- ・ 子どもの問題行動（金銭面、暴言など）

(3) 関係機関

- ・ 児童相談所
- ・ 保育園
- ・ 小学校

(4) 考察

母親自身、頼ることのできる存在はいたのだろうか。さまざまな支援の存在を知らず、虐待に至ったのだろうか。

子どもたちは、繰り返される一時保護で生活も安定せず、問題行動や不安定さが見られる。母親との愛着関係も薄いと思われ、子どもは心を物で満たそうという姿が見られている。繰り返される虐待や一時保護といった傷つき体験(裏切られ体験)によって、子どもたちの心はどのように成長していくのだろうか。

母子関係や母親自身の情緒面では、「波」があることが読み取れる。このまま母のもとで暮らすことが良いのか、母の力を信じ、回復に向けて支援していく

(エンパワメント) ことがいいのか、葛藤がどうしても生まれる。

母親と一緒に居たい(何があっても母親が好き)という子どもの気持ちを尊重し、同居を続けながら支援体制を整えることや母親と子どもたちが一時離れて暮らすことで関係・環境の改善を図るなど、支援にはさまざまな方法がある。では最善の利益を考える時、どのような支援が可能なのだろうか。

施設入所するか、在宅で支援するかという選択肢の少なさも支援の可能性を狭め、葛藤の原因の1つとなっている。今一度、既存の制度や支援体制を見直すことでより良い支援を考えることができるのではないだろうか。

事例4 当事者と家族の思いのずれ

今まで祖母は、少し離れた場所で、1人で暮らしていた。少しずつ認知症が始まり、母親が毎日1時間かけて祖母宅に行っては、様子を見て帰ってくるという日が続く。ある日、祖母が転倒し、腕を骨折したことをきっかけに、自宅近くの病院に入院。入院中も認知症が進んでいるので自宅近くの老人ホームに入所することを決める。祖母は昔からの友人がいることや住み慣れ場所がいいとのことで入所を嫌がり自分の自宅に帰りたいと話す。母親も最後まで迷っていたが、やはり1人での生活は不安とのことで施設入所を決める。

私としても施設入所は嫌で家族で見守りたいという思いがある。しかし自分も家族も仕事があり、いつも見守ることはできない。毎日1時間かけて祖母宅に様子を見に行っている母親の負担も私としては心配になっていたので施設入所をするしかないと思った。

地域で見守る体制が整っていれば、離れて1人で暮らしていても、施設に入居してもどちらでも安心すると思う。

このような思いをしている人がたくさんいると思う。その時、地域福祉施設の職員として何かできることはないか考えていきたい。

(1) 課題

- ・一人暮らしの高齢者と離れて住む家族への支援が少ない。
- ・24時間見守れない
- ・制度の認知度が低い
- ・高齢者の一人暮らしの支援
- ・住みなれたまちで住めない

(2) 背景

- ・要介護
- ・高齢者の一人暮らし
- ・地域での見守りの少なさ

(3) 考察

現在社会で生活している独居老人の方と同じく、事例の母親(高齢者)も、長年本人が育ってきた地域や家から離れることの苦しさを表わし、自分自身この家で最後を迎えたいという思いが大変強い。

かたや母親(高齢者)と離れて暮らす家族もたくさん存在し、この事例の娘さんも母親の思いを理解しながらも、一人で年老いていく母親をほうっておく事ができないジレンマを抱えている。

娘としては、母親が年老いていく事実がある中、一人で怪我をした時や火の始末、また認知症の問題、そして当たり前前に生活することが年々難しくなっている事に対し不安は募る。

近隣との関わりや、介護サービスに対しても離れているという事だけでも安心できない中、一人で暮らしたいと考えている母親の気持ちを尊重できない事も理解できる。

しかし、一人暮らし以外の選択肢を考えた時(家族と共に生活できないという前提を考慮して) 現存するサービスでは、施設入所という方法しか娘には無く、その施設入所という手段は、母親自身も納得いかないうえ、自身も母親を施設に入れるという、家族の責任を放棄しているような気持ちに陥ることも考えられる。

施設に入所させるという決定は、若い人たちが年老いた人たちに対して行う事実が多く、家族が身内を捨てたかのような印象を持つ人たちが、まだまだ社会にはたくさん存在するようだ。その考えは目に見えない重圧として社会の中に存在している。

このような社会規範は「自分の親だから最後まで自分たちで面倒見るのがあたりまえ」という言葉で娘の気持ちを傷つける。

介護保険という制度が社会に浸透してきたことにより、施設入所という手段も自分たちの問題という意識が高まりつつある。しかし、いまだに施設に入所することへの理解は低い。

入所施設こそ地域との関わりを深め、独居老人の方が、年を取って一人の生活が難しくなったとき、自分の地域の施設に入りたいと感じてもらえる関係性を築く事がこれからの課題だと考える。

それこそが今回の母親(高齢者)が望む、自分自身が選んだ生活として考える事が出来る。

一人暮らしが難しくなる希薄な地域の中で、人と人の豊かな関係性を紡ぎ意図的に繋げていく事が、入所施設である地域福祉施設のこれからの課題である。



事例 5 地域とサービスがゆるやかにつながる仕組みとは

体調の変化が著しくみられ、病院から入退院を繰り返しているケースで、自宅では高齢の妻と二人暮らしで老老介護になっている状況の方。ショートステイを利用されているが看護師からは、「ここは病院じゃないから安定しない人は帰らせて」と指示を出された。自宅に帰っても、高齢の妻しかおらず訪問介護サービスが入っても難しく、最悪の場合夫婦共倒れになってしまうことを考えると帰せないと思った。

(1) 課題

- ・老老介護
- ・地域のつながりの薄さ
- ・介護サービスやショートステイの情報を高齢者がどれだけ理解しているのか
- ・病気（疾病）
- ・入院中に妻が1人になってしまう

(2) 背景

- ・高齢者2人での生活
- ・制度を使っている中での隣人や地域のつながり
- ・介護をする人の負担
- ・訪問介護サービスの在り方
- ・入退院の繰り返し
- ・施設の受け入れ体制

(3) 関係機関

- ・病院
- ・ショートステイ介護施設
- ・訪問介護

(4) 考察

日本では、老老介護を行う世帯が増加している。他人を家に入れたくないなどの理由から、高齢者がヘルパーなどの介護サービスをあえて利用していないことや、介護する家族の家が離れている問題、高齢者に対する支援やサービスの情報が行き届いていないために、当事者が望む支援を受けることができていないと考えられる。

地域住民が安心して生活するため、私たち地域福祉施設職員は、地域の中のさまざまな困難に対して、地域社会や機関との連携を深めながら、具体的にできることを訴えていくことが必要である。人と人とのつながりを大切に、当事者（利用者）と共に考えていくことで、地域とサービスがゆるやかにつながっていく仕組みをつくることができるのではないかと。

まとめ

設問

利用者と関わる中で、「このような支援があればいいのに」というお考えがあれば、ご記入下さい。

1. 支援の切れ目をなくす

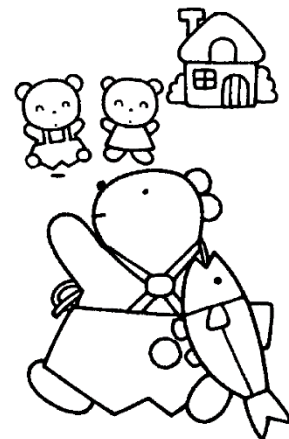
子育て・子育ての支援を考えると、妊娠期から周産期の問題から考える必要がある。とくに日本においては、出産前における支援はまだ不足している。

日本の社会で、人間関係の希薄化が言われて久しい。それは子育て世代も同様で、孤育て(誰にも頼ることができず、孤立した中で子育てをする状態)は、深刻な問題となっている。そして、幼稚園・保育園から小学校・中学校・高校進学といった人生の節目が、「支援の切れ目」となり、不安を抱えたまま新たなライフステージに放り出されるという事態が起きている。

また、高齢者においても同様で、疾病、障がい、家族構成の変化など、支援の切れ目には、当事者やその家族が、新たな人間関係・支援関係を築く必要がある。それらは、かなりのエネルギーを要し、大きな負担が生じる。特に困難に直面している人やマイノリティには、そのエネルギーは残っていないことが多い。なぜなら、その過程にあるさまざまな背景において、力を奪われてきたからである。

さらに、支援の切れ目のタイミングでの経験が、傷つき・裏切られ体験となり、人や社会への信頼感が持てなくなるケースも少なくない。さまざまな支援により、少し回復した状態の時ライフステージの変化による支援の切れ目に直面した人が、再貧困化につながるケースは、本調査の回答にもたくさん見られた。これは社会からの排除といえるのではないだろうか。

ライフステージが変わるときにも、分断されることなく継続的に人格的な交流を持つことのできる伴走型の支援の実現が求められる。



2. 地域のネットワークによる包括支援

子育て・介護・障がいなどの社会の問題が、個人の責任とされ、当事者は誰にも気づかれない中で、追い詰められていく。

社会自体は前述したとおり、人間関係の希薄化が深刻さを増しており、「匿名化されたまち」といった様相である。さらに加えて、監視社会と言える状況に拍車がかかる。「泣き声が聞こえたらすぐ通報」といった虐待防止のキャンペーンや、監視カメラの設置などはその象徴といえるのではないだろうか。虐待通報自体は必要なことだが、育児不安を抱える母親は、子どもが泣くことに対して極端に怯えなくてはならない。

今回の調査から見えてきた、母が置かれる厳しい現実に対して、どのようなことができるのだろうか。子どもが泣いていたら即通報の前に、できることはないのだろうか。

「泣いているけど大丈夫？ どうしたの」と少し隣人に関心を持ち、声をかけあえる関係があれば、少しは安心な社会となるのではないだろうか。非常に汲々とした社会において“監視”を“関心”に変えるためには、どのような働きが必要なのだろうか。

孤立と排除の問題は、もう一度考え直す必要があると感じる。“孤立”している人は、誰にも頼ることができない状態にある。これは、自らが望んで孤立の道を選んだのだろうか。

設問 の事例1『虐待(ネグレクト)による分離から再統合できた親子』に出てきたシングルマザーを例に考えると、良い母親を自分に課し、ひとりで育児不安などを抱え込んでいることがわかる。頑張って生きようとするけれど、周囲からはシングルマザーというだけで冷たい視線を受ける社会で傷ついている。一生懸命生きるが、さまざまな負担が、二重苦・三重苦となり、力を奪っていく。

「良い母親像」「人に迷惑をかけてはいけない」という社会通念が、子育てをひとりぼっちにさせる。これを“孤立”と言っているのだろうか。ある意味、孤立といった主体的なものではなく、社会からの“排除”と言えるのではないだろうか。

そのような状態の人に対して、安心で安全な場、また日常的に相談できる場(当事者もその家族も含めて)といった居場所の確保と、さまざまな社会資源とのつなぎ手による重層的な支援の仕組み・人(予算)が求められる。更に加えて、市民社会の意識変革こそ必要ではないだろうか。

そのためには、ひとつの家族・ひとりの人を、みんなで見守る地域住民のつながりの再生や、地域におけるインクルーシブなネットワークによる網の目のような支援により、「ほっとかない地域づくり」を進めることが必要である。

しかし、そのネットワークに「1人を大切にする」という意識が根底に流れていなければ、意味を持たない組織になることを忘れてはならない。

その代表的な仕組みに、要保護児童対策地域協議会(以下要対協)がある。全国の各自治体で、設置されるようになった要対協ではあるが、全国で機能しているのはわずかである。

その中でも要対協のルーツ（あいりん子ども連絡会〔1995年発足〕；制度のない時代から子どもの権利擁護と自己実現をめざして組織されたネットワーク）である釜ヶ崎においても、解決に至るケースは多いとは言えない。今回の調査における考察もふまえ「子ども時代が大切だ」という事を強調したい。

育ちの中で虐待などの過酷な経験をしている人は、前述したように人に頼るということを知らない。「独りで生きていかななくてはいけない」と追い込まれてきたからである。それに対し、そのような経験をしていない人は、回復する力・誰かに頼りSOSを出すことを知っている。

今後の福祉施策は、縦割り・細分化・系列化で解決をめざす今までの福祉施策ではなく、包括的な支援の仕組みといった新しい政策の構築をしていかなくてはならない。

3. あらゆる専門性と新しい市民社会

病児・病後児保育の拡充・看護師や心理カウンセラーなどの常駐（巡回）・緊急のショートステイやシェルターなどの具体的な支援を、網の目のように配置されることが望まれるという提案が調査の中で多く見られた。

同時にそれらの支援を、安心して利用することのできる「社会のインフラ」としての位置づけという社会の認識も高める必要がある。なぜなら、実際に病児保育を利用する母親に対し「子どもが病気なのに仕事に行くのか。（それでも母親か）」と責められ、病児保育を利用していることを内緒にしてほしいという事実があるからだ。それに対し、父親が責められることは非常に少ない。これが「良い母親像」であり、母親を追い詰める。高齢者の問題も同様で、特別養護老人ホームなどの施設入所に対して「自分の親を施設にいれるのか」という家族の罪悪感がある。在宅支援のサービス利用においても同様の後ろめたさなどの感情が湧く。その背景にも、「家族の問題は家族で解決するのがあたりまえ」といった「家族神話」や「家族幻想」のような見えない社会からの圧力が存在する。そんな中、家族も当事者も疲れ切った状態になり、やっと制度につながるといった事例も見られた。

以上のような事例からもわかるように、単に制度（ハード）だけを作っても問題解決にはつながらない。今回の調査であらわれたような、声にならない声を社会に発信していく必要がある。そして、市民社会の意識変革のためのアクションも地域福祉の役割のひとつと言えるのではないだろうか。

地域福祉アクションについて、2010年の西区の二児放置死事件や、2013年の北区の母子変死事件（28歳のお母さんと3歳の子どもが部屋で餓死していた事件。メモ書きのような遺書に「お腹いっぱい食べさせてあげたかった」と書かれていた）という象徴的な事件をもとに考える。

この2つの事件は、メディアがセンセーショナルに取り上げ、連続して母親に対するバッシングがなされた。確かに責任追及は必要である。しかし、母親が虐待に至った背景に目を向け、どうすれば同様の事件を繰り返すことなく、防ぐことができるのかといったことは、あまり語られることはなかった。ここに大きな問題がある。メディアによる「問題の単純化」である。メディアは、複

雑な問題を単純化し、「わかりやすい表現」にする。単純化しなければ、社会の理解は進まず、受け入れられないからである。映像と単純化された事実によって、問題の一面だけが報じられることとなった。

本来、私たちが直面する諸問題は、そんな単純なものではない。その背景にはさまざまな構造があり、その評価・判断も複雑なものが多く存在する。それが、単純化されることによって、実態は理解されず、排除だけがおこる危険性があるということを認識しなくてはならない。

それは支援の現場で起こる可能性も多分にある。例えば、さまざまな生きづらさを抱えて子育てをする親に対して、「困った親」だと評価していることはないだろうか。

地域福祉施設の職員は「困った親」ではなく、「困っている親」という視点を持つことから始めることが大切である。表面的な事象だけをとらえ、養育者を責めるだけでは何も解決はしない。

また、孤立や排除の先に起こっている「浮遊」という新たな現象・問題にも目を向けていかなければいけない。

ひとつの家族を縦割りや一面から見る（単純化）のではなく、地域福祉の視点（全体的・包括的な理解）で見ることが、なぜ実現できていないのか。

西区の二児放置死事件を起こした母親も、さまざまな制度や支援策は知っていたと話しているが、利用はしなかった。それは、現存する子育て支援策では、不十分であるということを示している。

では、どうすればいいのか。ルポライターの杉山春氏は「母を降りる」という表現をされているのが非常に印象的である。例に挙げた2つの事件は氷山の一角に過ぎない。

私たち地域福祉施設の職員の役割とは何なのか。新たな福祉や教育や社会の構築を考えていくことが求められてくるのではないだろうか。

4. つなげる・つながる ～直接的支援と間接的支援～

支援は「直接的支援」と「間接的支援」と大きく2つに分けて考えられている。しかし、そのように分けてしまっているのだろうか。この両者が、車の両輪となって支援をするから、解決に向かって進むという実感があるが、二分することで、制度の隙間の問題が生じる。

間接的支援を行う組織は、直接的支援はできない...というジレンマを抱える。そして、直接的支援を行う組織は、間接的支援におけるインフォーマルな部分に取り組み、時にオーバーワークになる。現在の制度の限界なのか、制度が邪魔をするのか。その隙間の問題は、民間のボランティアによって支えられていることを強調しておきたい。

日々、制度における種別ごとの仕事を行う私たちは、地域福祉における専門性とは何なのかを考え、整理する必要があるのではないだろうか。そのためには、まず“まち”に出て、自らアンテナ（問題意識）をはり、地域住民の声に耳を傾けるといったことから始める必要がある。キーワードになるのは、人としての「関係性」と人間の「全体性」ではないだろうか。

5. 施設の社会化から地域化へ

地域住民から見て、施設は気軽に足を運べる存在とは、まだ成り得ていないという調査結果も見られた。既存の施設が社会に開かれる必要がある。施設が社会化され、地域と施設の壁をいかになくしていくのかが求められている。

また、その開かれていく過程で制度と制度の隙間の問題に対し、ネットワークによるインフォーマルなサービスの提供も可能になるのではないか。

まずは、各施設が持っている力や情報を結集し、発信していくことが求められる。ただ、サービスを必要な人に対しどのような媒体で発信し、届けるのかは慎重に行わなければ、意味のないもの（形だけ）になる危険もある。

そして、私たち地域福祉施設職員は、施設の社会化の先にある「地域化」とは何かを問わなくてはならない。

6. 地域の自治力・福祉力向上

生活は24時間365日連続したものであり、地域課題（地域課題という認識は社会の中では低い）は、地域で生まれ、地域に定着している。それを専門家だけで解決をするのは非常に困難である。

地域の諸問題を地域で解決をする力を持つにはどのような働き・支援が必要なのか。

公私協働はもちろん、地域福祉施設が住民主体の自治力向上にむけてのコミュニティワークを行うことでインクルーシブな支援が可能となってくるのではないだろうか。

そのためには、その働きを誰がどのように取り組むのかを考えなくてはならない。行政の役割、社会福祉協議会の役割、地域福祉施設の役割、そして地域住民の働き、それぞれに大切な役割がある。私たちセツルメントの精神を継承する地域福祉施設のめざすべき役割・働きは何なのかを明らかにしていきたい。



7. 家庭機能の外部化とならないように

在宅で介護や子育てをする負担は、現代の社会において想像以上に大きいことは、前述したとおりである。そこに福祉の大きな役割があるのだが、その働きが地域の力を奪うことのないように注意しなくてはならない。福祉が単なるサービス（商品）になり、家庭や地域住民で支えあってきた関係を壊すことが起こっているのではないか。

町の中でよく見かける光景に、デイサービスなどの介護事業所の車による送迎や、ヘルパーが自転車で走る姿が、最近 10 年で非常に多くみられるようになった。ヘルパーは 1 日数件の家を訪問するが、訪問先と近隣のことを意識しているだろうか。隣人にヘルパーのいない時の見守りについて少しお願いすることが大きな支えになることもある。しかし、可能なサービスは制度で決まったことに限られる。これは制度の限界であり問題点である。そして制度と制度の隙間の問題が発生し、そこに地域の課題が生まれる。

制度は、できた時から古くなる。いくら新しい制度を作っても、その隙間を埋めるのは、人の力でしかない。そして、人のつながりが重要な役割を担う。地縁・血縁など人間関係が希薄になり、無縁社会といわれる現代の社会において、「問題縁」といった発想はどうだろうか。支援者が、点と点をつなぎ、それが線となり、面となって支え合っていくネットワークとともに、当事者を中心とした関係性を考えてもいいのではないだろうか。



8. インクルーシブセンター構想 多文化共生と人権の尊重されたまちづくり

そもそも社会に適応することだけが正しいのか。多様な人が暮らす地域において、マイノリティが社会から見えない場所で貧困に陥る危険性がある。

隣人愛の精神や人権を根底においた居場所があるだけで多様な人の支援が可能となる。排除と差別のない社会の構築をめざすための拠点・活動が今求められているのではないだろうか。

地域福祉施設は、そのような関係性を紡ぐ拠点として今日に至るまで役割を果たしてきた。

また、縦割りではなく包括的な支援を可能とする政策として地域共生拠点としての「インクルーシブセンター構想」を提言したい。居場所としての地域福祉施設に、新たな制度をプラスすることで家庭機能の外部化や縦割りの支援ではなく、協働の社会や社会連帯などが生まれてくるのではないだろうか。

またそれは、費用対効果（経済ベースの発想）をあまりうたいすぎない事業としての性格を持たなければいけない。社会正義や人権をベースにした多様な人がつながることのできる場が求められる。

9. 子どもの貧困対策 学習支援

現在、子どもの貧困問題を受けて、学習支援や食糧支援、または虐待防止に対するネットワークの構築が少しずつ行なわれている。

だが、「子どもの貧困問題」に取り組む事業には限界がある。それは現在、行われている事業の多くが単体の組織で運営しているところに課題がある。

例えば、さまざまな場所で行われている学習支援に訪れる子どもたちとの関係から考えると、今まで人間関係がなかったことで、本人の全体的な理解に及ぶことが難しい。学習に困難を抱えているということは、家庭の経済状況、家族構成、保護者構成の移り変わり、虐待の有無、発達障がいなどの有無などのさまざまな背景が存在する。その背景を、単なる相談窓口では把握、理解することは困難である。

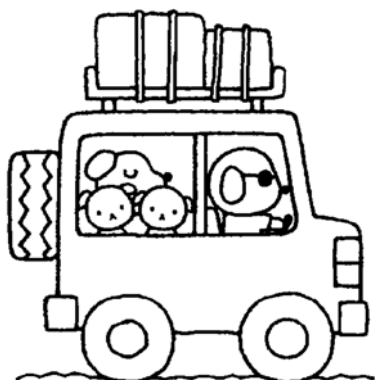
学習支援は手段であり、根本に信頼関係がある上でアウトリーチ・窓口として存在する必要がある。その背景にある問題を把握・理解するためには、「学習」はきっかけであると理解したほうがいいのではないだろうか。

現在は、貧困・格差社会・階層社会からの脱出の対策として、教育のみが注目されている。そして、当事者（子どもや保護者）に対する自主努力・自己責任が求められている。

子どもの貧困の解決を考えるということは、「これからの日本の社会を本気でどう捉え、考えるか」ということである。それは、地域福祉の視点で捉えると、子どもだけの問題ではなく、家族、地域、社会の問題といえる。

その上で「子どもへの投資」は社会構造を変えることでもありと強調したい。

貧困問題を解決するにあたり、「そもそもなぜその貧困が生み出されているのか」についてアプローチする必要がある、家族全体・地域全体の対策という視点、地域福祉の視点を持つ必要がある。



調査からセツルメント研究会が考えること

セツルメント研究会が、考えなくてはいけないことは何なのか。

本調査において、地域福祉施設職員は、地域で起こるさまざまな問題に対し、日々解決に向けた意識を持ち支援を行っていることがわかった。同時に問題に気づきながら施設、制度の枠にとらわれて関わっていないことも多くあることがわかった。

地域化された施設をめざすためには

地域福祉施設職員が、支援者と被支援者といった上下の関係ではなく、人間関係の「つなぎ手」となり、人格的な交流を通して地域をよくしていくという住民主体の運動に取り組むことは、地域における新たな支え合いの構築といった「共生」につながる。これが、施設の社会化であり、その先にある「地域化された施設」をめざす取り組みの一步となる。

「地域化された施設」は、世の中には多様な人がいるのに、排除し見えない存在として形成された社会が、問題をつくっているということに気づくことから始まるものではないだろうか。

さまざまな生きづらさを抱えた人が、生活するうえで困難に直面したり、差別されたりする理由を、「努力しないから」「シングルマザーだから」「障がいがあるから」「国籍が違うから」...と個人の責任にすることがある。これによって社会の問題ではなく、個人の問題としてしまう。

「地域化された施設」がめざすことは、多様性を認め合える社会の構築といえる。それは地域住民同士の「つながり」による問題解決や、さまざまな福祉課題を予防する力である“関係性”を重視し、既存のシステムや概念にとらわれない、別の選択肢がある社会をめざすことでもある。

セツルメント運動の精神と理念を現代に

セツルメント運動に根ざした理念をバックボーンとする組織の役割は、制度の枠の中だけの支援を行っているだけではなく、地域で起こる問題の解決から予防といった全体的な視点を持ち、全ての人が、サービスの担い手となり得る地域社会を構築することである。

地域福祉施設職員には、人に寄り添う態度と、聞こえない声に耳を澄ますという姿勢が必要である。人としての共感共苦という発想である。しかし、他者の苦しみを、わが苦しみとすることは容易ではない。

地域福祉施設は、行政と地域が担う領域の再編成を行い、対話と協働を図っていかなくてはいけない。そして、複数の主体（住民・民間施設・NPO・行政）は対等性を持ち、新たな社会問題に対峙していく必要がある。かつて大阪では、セツルメント運動として、民間の地域福祉施設の先駆性による発見と取り組みによって進められてきた歴史がある。

未来を考える上で過去から現在への歴史を見つめることは必須である。個人を支援する現場で見えてくる問題から社会の在り方を問い、セツルメント運動の精神や理念を発展させる現代的な取り組みを継続的に考えていこうと思う。

【ここに大阪市地域福祉施設協議会の前身である大阪セツツルメント研究協議会が1959年に発行した機関紙『大阪のセツツルメント』に掲載されていた文章があります。57年前の文章ですが本質的なところは、私たちが意識していくべきことであると思います。ご一読ください。 編集委員会】



隣保事業に於ける保育所の役割

三木達子

「隣保事業の内容は規定しにくいから適当に書いて出すように」ということで共同募金受取の報告書も施設によってさまざまな形式で提出しているようですが医療や授産が中心事業のところもあれば保育が中核で老人クラブ、青年会、子供会、勉強会、趣味の会等々は副業的のものであり、結婚式場を始め貸室専門的のところもあるまことに幅広い事業であります。私は保育事業中心に二十五年の歩みをつづけて来たのですが、保育中心の隣保事業いやむしろ小地域社協活動（昔はそんなことばはありませんでしたが）的な気持ちで、保育に最大のウェイトを置いていながらもいつも隣保に眼を向けて来ました。我田引水と言われるかもしれませんが、社会をよくするためには子供に希望を持つより外にない、今のような悪い環境の中で子供がよくなるものかとさじをなげるよりも子供はよくなるのが出来るのだと信じてまず子供をよくすることが先決問題だと思って努力して来ました。卒業生も二千六百名を突破しました。育和小学校々下八千人ばかりの人口の中でしめるこの数字は決して少なくありません。道のあるいていても、風呂屋に行っても知った顔ばかり、それでも郵便屋さんにはかなわないかも知れませんが、数の問題はともかく質的に家族構成や家庭事情の内部にまで深く立入って人間関係をつかんでいる点となると保育事業二十五年の基礎工事は実に根深いものがあります。不良仲間には落ちこんだ娘を辛じて引上げることが出来たり、自殺直前の青年を救ったり、優秀学生のアルバイトに英語部の開設を計画したりと言った個々の問題解決の例は数限りもありませんが、婦人会、未亡人会、老人クラブで青年会と地区内の隣保的な集りはほとんど今川学園が生んだといってもまちがいはありません。卒業生は二千六百名でもその両親兄弟隣人まで数えてみれば校下の殆どが何らかの関係を持っている。まだ三代目にはならないがたしかにあの子の子にちがいないとうなずける二代目がもう何十人も来ています。未亡人会が夜店で花屋さんをした時

に店番に私が加わったらカラチュームの美しい鉢がまたたく間に売り切れて「先生の顔やね」と大笑されたこともありました。地区内福祉に関する限り何かと相談をうけ、お世話をし結構ボスのばあさんになったもののお役に立った面がありとするならそのすべてが保育を通じて実った効果だと解釈しています。私の考える隣保事業とは華々しい大向こうをうならせる演出でなくてうっとしいじめじめした話やくだらない犬も喰わぬ話もあり、深刻な問題不愉快な事件でやたらに時間をつぶされる時もありますが、本気で聞いてあげ一緒にやんで小さな一つ一つを解決し、地域の底にたまったごもくや汚臭をはなつ溝さらえをすること悪い虫をせっせと取って美しい花を咲かせる園丁の仕事、それが私たちに課せられた務めだと思っています。それはいくらがんばっても一人や二人では出来ません。私に協力してじっと腰を据えて長らく働らいてくれた職員に力の結集であって、いつたずねて来ても知った顔、なじみの先生ばかり、なつかしいそんなところでこそ子供会も育ち老人クラブも意義がある。

修学資金の相談に来た高校生をじっと見つめてる間に入園当初よく泣いたあの顔が浮んで来たと語る保母さん。この長いつながりこそ隣保事業の価値を高め役割を果すもので絶えざる保育の流れの上に地域の福祉が増進されるこの最近特に小地域社協活動のことが論ぜられています、その「地域住民の生活問題早期発見レーダーであり、他人の生活困難をも社会共同問題と感ずるような自発的協同の生活態度を育ててゆくことにある」という岡村重夫教授の言の通りその住民の場の最初の足がかりレーダーが保育であり、自発的協同の生活態度を育ててゆく場が隣保事業で、この両者の関連と正しい運営によって小地域社協の活動が理想的に行われるのではありますまいか。永遠に絶えない子供の成長、ここからこそ地域の理想の夢が生れ隣保の精神に徹した環境浄化社会福祉も生まれるのだ、二十五年の歴史が私に教えたものは子供を正しく育成する熱意と努力を隣保事業の絶対必要条件とすべきだと言うことでした。

水銀が今日も三十六度と言う真夏の昼さがり午睡で静かな園長室の窓からいくつも下った千成ビョウタンや葉の間から紅もえるカンナの精力的な色をながめつつ、今、私は充ち足りた気持ちでペンを擱きます。

『大阪のセツツルメント』創刊号より　～1959年8月20日～
～発行人　大阪セツツルメント研究協議会　山口斌　～



【討議資料】

セツルメントとは何か 原点、大地協の歩み、未来へ

永岡正己

はじめに

本稿は、大地協・改革大討論会（2015年11月30日）の討議資料として配布したものである。セツルメント運動と大地協がどのような歴史的背景をもって生まれ、今日までどのように続いてきたかを考え、課題や方向を議論するための材料として簡単にまとめたものであり、文献や注は省略している。セツルメントの歴史と現状については別の機会に述べたい。

1. セツルメント運動の原点と歩み

(1) セツルメント運動の始まり

セツルメント運動（Social Settlement Movement）は、19世紀後半のイギリス資本主義の発展、下層労働者の増大と貧富の格差、貧困地域（スラム）の劣悪な生活環境と生活困難が拡大する時期に、慈善事業の社会化や大学拡張運動の発展と関連して現れたものであり、慈善組織協会（COS, 1869年）と並んで今日のソーシャルワークの源流に位置づけられている。

最初のセツルメントであるトインビー・ホールは、イギリス国教会の主任司祭（牧師）であったサミュエル・バーネット夫妻を中心に1884年にロンドンのイーストエンドに設立された。設立にいたる過程には、早くから地域に住んで活動したエドワード・デニソンや、バーネットの呼びかけに応じて先駆的に働いたオックスフォード大学の講師で『産業革命史』を書いたアーノルド・トインビーなどがあり、オックスフォード大学とケンブリッジ大学の学生が参加した。『見捨てられたロンドン民衆の悲痛な叫び』を訴えたパンフレット（アンドリュウ・メアズ）の反響など、当時の大きな社会的関心も設立を支えていた。館の名前は活動半ばで設立の前年になくなったトインビーを記念して名づけられた。同じ年にはオックスフォード・ハウスも設立されており、やはり今日に続いているが、トインビー・ホールだけでなく、セツルメントは大きな運動としての広がりをもっていた。そして、各地でそれぞれに特色のある活動が展開され、その後運動はヨーロッパ各国、アメリカ、さらに世界へと広がった。

セツルメントは、貧困に苦しむ地域に入って、人々に教育、文化、法律、医療等を提供し、各種の講座やグループ活動を組織し、誰もが人間らしい生活を享受するための法制度と権利、社会改革を促進し、地域の人々が主体的に生活することができる力を提供しようとするものであった。またそれは活動するセツラーにとって、地域の人々と生活から学ぶ双方向の学習の意味をもち、今

日のアクションリサーチに通じるような生きた社会調査活動も目指された。

その基本姿勢には、人と人の人格的なつながりの重視、より良い社会へ共に変革しようとする志向があった。もちろん、時代の限界として、セツルメントには担い手のエリート主義、支援をめぐる関係、社会・文化統合をめぐる問題点などが指摘されたが、それらは活動の展開の中で課題として捉えられ、住民主体、当事者主権、支援関係の平等性の視点が次第に深められてきた。

セツルメントには、とくにグループワーク、コミュニティワーク、ソーシャルアクション、社会調査等の一つの原型が見られ、今日の社会福祉、文化活動における人権、社会正義、社会変革、エンパワメント、価値志向の視点、地域への総合的・複合的支援のあり方につながっている。

セツルメント運動は歴史として語られることが多いが、現在もその理念を維持し、社会福祉の発展のなかでそのかたちを変えながら、コミュニティセンター、ネイバーフッドセンターとしての地域社会、近隣社会の拠点、専門的機能も強めながら今日へと続いている。とくに問題が複合的に集中する地域において大きな働きをしている。社会福祉のサービス構造の変化や地域拠点施設の展開のなかで、今後どのようにセツルメントの理念や固有の役割を継承・発展させるかは、社会福祉のあり方や問題点とかかわって重要な意味をもっている。

(2)日本のセツルメント運動と今日的意義

日本でも、産業革命期に入る 1890 年代にアメリカ、イギリスを經由して片山潜やアリス・アダムスらが活動を開始した。前史的なものとしては岡山の南部日曜学校を挙げる場合もあるし、京都のゴードン夫妻と同志社の学生たちによる愛隣舎を始まりとすることもできるだろう。一般に岡山博愛会が最初とされる場合が多いが、アダムスが 1891 (明治 24) 年に花畑日曜学校で開始した内容をセツルメントと言えるか難しい面があり、博愛会として確立するのは 1900 年代に入ってからである。セツルメント・ハウスの典型的な意味では、英米のセツルメントを経験して帰国した片山潜が 1897 (明治 30) 年に設立したキングスレー館を始まりとするのが妥当だと思われる。

明治末にはアメリカ型の有隣園やイギリス型の救世軍の大学植民館の他に、ドイツから帰った渡辺海旭が仏教系の浄土宗労働共済会なども設立されている。日本のセツルメント運動が本格化するのは第一次世界大戦後であり、「セツルメント時代」と呼ばれた。放課後事業などもセツルメントの中で生まれた。

「住み込む」こと (settlement。この言葉は移住も意味するので、social settlement や settlement house が用いられることが多い) からセツルメント(戦後ある時期までセツルメントとも記された) セツラー、レジデントという言葉が用いられたが、1920 年代にはすでに国際的に定住型 (residential) セツルメントは少数派になり、コミュニティセンター、ネイバーフッドハウス型が中心となった。また日本では、大学植民事業、社会植民事業、細民同化事業等の言葉を経て、「隣保事業」との言葉が公的に用いられるようになった。しかし意

味が曖昧なため、原語のまま用いる場合も多い。

日本では民間セツルメント（キリスト教系、仏教系、半官半民型、労働運動系など）、公立セツルメント（北市民館が代表的）、大学セツルメント（戦後は学生セツルメント）など多様な形態があり、戦後に引き継がれている。

戦後は、公民館、児童館との分岐、同和対策事業による同和地区隣保館の位置、社会福祉事業法改正における隣保事業の法制化と範囲、学生セツルメントの位置など、全体像を理解する上で分かりにくい点が多々あり、また社会福祉の領域における、貧困・生活問題の変化、社会福祉の政策化、社会福祉事業の法制化福祉サービスの専門性、援助関係の当事者主権への推移によって、今日では地域福祉の広い範囲に吸収されてきた面がある。

しかし、セツルメント運動のもつ存在意義は今日もその重要性を失ってはいない。セツルメント運動は、1つには、専門的な地域福祉サービスや文化、教育にもわたる多様な福祉実践の中に、実践の原点としてセツルメントの理念・精神・方法が発展的に継承されることとが必要であるが、もう1つには、今日の地域、近隣社会と貧困、福祉運動の課題をめぐる新たな状況の中で、あらためてセツルメント運動、セツルメント型施設の独自の使命や役割が追求される必要があると考えられる。

(3)セツルメントの代表的な事例と概念

トインビー・ホールの場合（1884、ロンドン。サミュエル&ヘンリエッタ・バーネット夫妻他）

「大都市の貧民地区の人々に教育とレクリエーションや娯楽の手段を提供すること。貧困状態を調査し、貧しい人々の福祉を促進する計画を考え進めること...」が目的として掲げられた。富裕層の住む西ロンドンと労働者の住む東ロンドンの人々が同じ空気を吸うことができるように格差を取り除くことをめざし、地域に住み込み、友人として人格的交流を通して、人々に力を提供し問題解決を行おうとしたこと。大学の学問を生きたものにし、地域と相互的に学び合う関係を築こうとしたこと、社会の観測所として社会問題を理解しようとしたことなどが挙げられる。

ハル・ハウスの場合（1889、シカゴ。ジェーン・アダムズ、エレン・スター）

貧困と移民、人種差別の中で、教育、福祉、生活手段を提供し、文化的統合を図るとともに、生活と権利を守る取り組みを行ない、シカゴの労働者地域の生活実態調査、労働立法制定運動、婦人参政権運動、平和運動を進めた。活動の背景には、当時のアメリカの移民社会としての状況、人種差別や偏見とのたたかい、社会統合の課題と、民主主義への志向の強さがあり、ジェーン・アダムズの強いリーダーシップとともに国際的に影響を与えた。

日本の第一次世界大戦後からのセツルメントの概念

セツルメントの要件として、第一次世界大戦後の本格的開始の時期に、「(1) 斯業者が全き一個の友人として其の隣保に対して人格的接触をなし、(2) 絶え

ずその隣人の福利の為に物質的並に精神的欠乏を補給し、(3)其のコミュニティに定住又は仮住する」と大林宗嗣によって規定された。

また内務省の隣保事業の説明では、「細民地区の中心となり、教養ある人士が近隣居住者と接触し其精神的並に経済的の指導援助を為すべき総合的社会施設である」とされている。

戦後の隣保事業の概念も、基本的には「教養ある…」以外は継続していると考えられるが、第一次世界大戦後からすでに国際的にセツルメントは定住型よりも教育セツルメントが中心となり、コミュニティセンターへと広がりを見せていた。その中で、セツルメントの固有の役割とともに、セツルメントの本質的な意義をどう多様な場で継承発展させるかも課題となった。また、戦後のセツルメントの概念やあり方をめぐっては、国際的にも J.Torolander, や M. Fabricant, R. Fisher はじめいくつかの整理があるが、日本の実態をふまえた再検討が必要とされている。

2. 大阪市地域福祉施設協議会の歩み

(1)前史

大阪セツルメント協会（1929 = 昭和4年）結成（志賀志那人、賀川豊彦、川上貫一、佐伯祐正、富田象吉、吉田源治郎、S.F.モランら）

「大阪に於けるセツルメント」の共同討議など重要な実践的研究がある。

セツルメント協会の議論は、当時の日本社会の特性にかかわる問題だけでなく、今日でも有効な論点がたくさんあった。国際的にも、1920年代末からの失業、貧困が拡大する中で、セツルメント運動がどのように構造的な貧困、社会問題にかかわるか、そして人格的なつながりにもとづく民主主義と変革の実験的な取り組みをどのように行えばよいか、新たな課題として問われた時期である。また古いセツルメントから、コミュニティセンターへのより普遍的な事業へと展開すると同時に、国家政策によって隣保事業が進められて理念が曖昧化される中で、セツルメントの理念を内包した活動のあり方が模索された。

第二次世界大戦期（日本では日中戦争・太平洋戦争期）になると、そうしたセツルメントの理念が否定され、運動型の活動は閉鎖に追い込まれ、家庭購買組合等の形だけが残っていった。半官半民型の隣保事業は戦時体制に組み込まれて、原点にある精神を発揮することはできなくなった。大阪セツルメント協会は日中戦争後、大阪隣保事業協会として戦時下に継続したが、戦争協力にもかかわることになった。

(2)大阪セツルメント研究協議会の設立と展開

大阪セツルメント研究協議会（1957 = 昭和32年）の設立

「いま、我が国のセツルメントは大きな転換期に直面していると云ってよいように思われる。殊に大阪市における市民館事業においてその感が深い。...高い知識と卓れた技術を兼ね備えた職員が深い情熱をその仕事の上に不断に傾けて

行くときに始めてよりよき効果を期待することが出来る。...」(『セツルメントとは』1952.7)

北市民館の山口斌、今川学園の三木達子ら公私のセツルメント関係者が集まり、戦後から数年で半減したセツルメント施設の再建について話合いが始められた。「セツルメントを語る会」で継続して「セツルメント研究会」結成の話合いがなされる。設立時の代表幹事は山口斌、のち三木達子会長。

セツルメント研究協議会規約(1952.7.25)

「一、この会はセツルメント研究協議会と称し、事務所を北市民館におく。

一、この会は、大阪におけるセツルメント関係者を以て組織し、セツルメント関係者の連絡協議とその研究を行い、以てセツルメント事業の振興をはかることを目的とする。」(以下略)

(第1回、第2回の全国隣保教化事業会議での議論で法制化の要望がなされ、1958年の社会福祉事業法改正によって隣保事業第2種社会福祉事業に法制化されたが、研究協議会は大阪での第2回会議の準備にあたっている。)

(*名称は、発足時は大阪セツルメント研究協議会と表記されたが、その後セツルメントの表記に統一された。ただし報告等でセツルメントとしている場合や、大阪を大阪市と表記している場合もある。)

大阪セツルメント研究協議会申合せ(1958.7.25)

「この会は、大阪におけるセツルメント関係者を以て組織しセツラーとしての意識と品格をたかめ、セツルメント相互の連絡協議とその研究を行い、セツルメント事業の振興をはかることを目的とする。」(事務局、北市民館から大阪市社協に移転)

1963(昭和38)年に隣保事業の問題点研究と学童保育推進の取り組み始まり、部会活動の拡大、学童保育運動、全国への展開を働きかける～1964学童保育分科会設置、1965.6セ協議会、市保育園対象に学童保育ニーズ調査～学童保育の発展をめざして組織的に取り組み、隣保館活動調査実施。セツルの家準備～。この時期に最初の『地域福祉の諸問題』や『学童保育』が刊行された。

1966(昭和41)年度夏季報告書要旨

日本全体の地域福祉活動の停滞、同和地区だけの地域福祉に終わっていること、行政で隣保事業としての費用がないので責任追求されない、隣保事業の管轄が一本化していない、社会教育の面との兼ね合いがはっきりされていない、などの原因を指摘。大阪だけが一般地区での隣保事業を行っている(組織的に)ので、せめて7大都市だけでも、全国的な広がり育てていく役割を担っているのではないか。

<1967年度総会における規約改正>1967.5.18(1966年現在加盟45施設)

部会 イ調査研究部会、口同和部会、八学童保育部会、二児童館部会

(3)地域福祉への動きと改称

「大阪コミュニティセンター研究協議会」への改称・規約改正
(1970 = 昭和 45 年 5 月総会)

組織は「総務部、調査研究部会、青少年問題部会、老人問題部会、保健福祉問題部会」となる(それまでは1 総務部、2 調査研究部、3 学童保育部、4 児童館部となっていた)。研究部会でグループワークの研究実施(グループワーク研究会)。セツルの家の活動推進、ともだち運動会の実施等とともに、「老人問題」への重点検討が始められる。(地域問題、公害問題等への対応、地域福祉の視点を明確にし、コミュニティセンターの方向、老人福祉センターを含む横のつながりの追求が始まる)~全国組織の開始と中断~1975「地域福祉の諸問題」復刊。(事務局、市社協から風の子保育園~石井記念愛染園へ)
(* 正式名称は「コミュニティセンター」であるが、「コミュニティセンター」の一般的表記になっている場合もある。)

< 市長あて補助金助成陳情書 > 1972 年

福祉センター構想の動きの中で、施設の社会化、開拓的働きを強調する訴えがなされている(三木達子会長)。

< 「地域福祉施設と地域社会とのかかわり」アンケート結果 > 1985.10 加盟施設調査

「現状を見る限り施設はあくまでも施設内活動が中心であり、施設から脱出して、それぞれの地域社会のニーズを把握しそれに対応した真の地域福祉活動がなされていないように思える。地域社会を歩き実情にふれ情報を収集し、本当に為すべきは何かを知り、それに対応した活動を為すことが施設の重要な役割ではなかるうか。...もっと地域を知り地域に働きかけ、共働の心を通い合わせる必要がある。と同時にそれらの事柄を実践するのにまず重要なポイントとして職員の社会化が必須条件となる。...」(「アンケートからの一考察」『地域福祉の諸問題 - 昭和 60 年度 - 』)

「社会福祉への住民参加は施設に対して強い刺激を与え、社会福祉理念に改変をもたらしました。私たちはより一層鋭い視点に立って、地域に生起する福祉問題に対応していく姿勢を強化していきたいと願っております。」(「研究協議会」紹介文、同上)

(4)大阪市地域福祉施設協議会以後、現在へ

大阪市地域福祉施設協議会」への改称・規約改正(1995 = 平成 7 年 4 月総会)
「この協議会は大阪市内における地域福祉施設相互の連絡協議を行うとともに、地域福祉活動の研究と推進をはかることを目的とする。」(第 3 条)
「...会員は地域福祉事業を行う施設及び団体とする。」(第 5 条 1)
「地域社会や地域住民のニーズに対応して、加盟施設が乳児保育、産休明け保育、障害児保育、学童保育、そして老人対策等に先駆的に取り組んできました。...今回は施設協議会として明確な位置づけと、全国組織の日本地域福祉施設協

議会との関係で「大阪市地域福祉施設協議会」と改称することになりました。
...地域福祉のパイオニアとしての活動をさらに強めていきたいと願っております。」(大地協ニュース 1995.5、菅良介会長)

学童保育研究会を「地域の子ども研究会」に改称などが行われた。

1995年以降、阪神大震災救援活動と3プラン等の計画化、地域福祉拡大の動きの中で、セツルの家の活動維持(96年度、0-157被害など)、各研究会活動の展開

1990年代後半から社会保障制度改革、1998(平成10)年社会福祉基礎構造改革、2000(平成12)年社会福祉法改正、介護保険実施、子ども子育て施策、地域福祉計画策定、障害者自立支援、生活保護見直しなどの動き、福祉サービスの規制緩和、多元化、利用方式の変化の中で、新たな制度対応と業務の変化、政策的・社会的要請などが課題となる。

非正規雇用、不安定就労の増大、格差と各世代にわたる貧困化拡大、家庭、地域の生活力低下、孤立、虐待などの深刻化と制度の不備、谷間の問題など改革の課題

コミュニティにおける連帯・協働の新たなあり方、NPOや市民活動、当事者活動の取り組みの展開、反貧困運動の働きへの注目、開拓的活動の必要性の再確認

政策動向の客観的な把握と、今日の新たな地域福祉活動のあり方、大地協の役割追求、現状と原点の捉え直しが必要となる。

NPO法人への改組(2008=平成20年)

(目的)

第3条 この法人は、地域社会のすべての人々が安心して暮らせるまちづくりや、相互に支え合う人と人のつながりづくりを進めながら、関係機関・各種団体と連携、協働し、地域住民や地域福祉施設利用者の権利擁護と自己実現をめざし、ひいては公益に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域福祉や社会教育に関する研修会や調査研究事業
- (2) まちづくりや人と人のつながりづくりを推進する事業
- (3) 子どもたちや地域住民のためのスポーツ、文化的事業
- (4) 自然体験や環境問題を考える事業
- (5) 子どもの健全育成を図る事業
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

NPOとして、主体的な活動を追求～諸困難～活動の停滞からの脱却と改革の具体化、新たな展開、未来へ

3. 今日のセトルメント型施設のミッション

(1)現在の海外のセトルメントおよび志向する活動の例

設立から長い歴史をもつ代表的なもの、今日新たな活動を展開している例を、イギリス、アメリカからいくつか見てみたい。

Toynbee Hall (イギリス、ロンドン、1884-)

【目的】(What we do)

「私たちは、貧困に対するたたかひの最前線で活動する。私たちは、ロンドンのイーストエンドを拠点として、無料の相談と支援を提供し、社会的不正に対して共に取り組むことによって、イギリスのもっとも剥奪されたコミュニティの声を代弁する。」

【ビジョンのうちの戦略目標】(このあとに4つの対象を列挙している)

- ・金融包摂(貧困層が金融取引できるように改善すること)を増大させること。
- ・正義へのアクセスを増大させること。
- ・人々の福祉と機会と社会的つながりを改善すること
- ・強靱な地域コミュニティをつくること。
- ・強く持続可能な組織をつくること。

【コアとなる価値】(私たちが信じること)

社会は多様性によって利益を得ることができ、私たちは、人々が差別、憎悪、偏見から自由に生活する権利を支援することを目的としていること。

人々は、権利を行使する知識によって生きる力を付与されなければならないこと。...以下略

Pillsbury United Communities (アメリカ、ミネアポリス、1897-)

【コアとなる価値】

公平と包摂、人々とパートナーシップ、共創的な解決、芸術と文化、革新と創造

【私たちのビジョン】

私たちは、活気のあるコミュニティで、個人と家族が幸せに暮らしていることを思い描く。

Phyllis Wheatley Community Center (同上、1924-)

【ミッション】

PWCC は多様なグレーター・ミネアポリスのコミュニティに生涯学習、子どもの発達、家庭支援の包括的な質をもったプログラムを提供する。

【価値】

(信頼)すべての人間がより良い生活への希望を創造するための試練とニーズに立ち向かうために、人々と資源を共に引き上げることのできる安全な場所であること。

(発見)個人と家族が自らの力を発見し高めることを援助するアセット・ベースト・アプローチに取り組む。

(継承)彼等の将来とコミュニティへの影響を追求するためのロードマップをつくり、力を尽くすリーダー、リーダーシップの遺産を引継ぐ。

私たちは、私たちの歴史と私たちの前に道を切り拓いてきた人々を誇りとする。今日の PWCC は、より良い暮らしを建設するために個々のリーダーシップを高め、人々と資源を互いに引き上げる安全な場所である。

(ミネアポリスでは、歴史のあるネイバーフッドハウス、コミュニティセンターと新しい機関とでコミュニティワーク、アクションのネットワークがつけられ、セツルメントの新たな展開のかたちが見られる。)

(2) 国際組織、各国の国内組織の例

国際セツルメント・ネイバーフッドセンター連盟 (IFS)

【目的】

「 IFS の目的は、ネットワーキングを促進し、革新的なアイデアと最善の実践の交流を促進し、グローバルレベルでの社会政策に影響を与えることである。」
(以下、IFS の具体的な目標が列挙される。最後に「これらの活動は、世界的なセツルメントハウス運動の理想の前進と保存を促進するものである」と記される。

Locality (イギリス、2011 年にイギリスセツルメント・ソーシャルアクションセンター連盟 (BASSAC) とトラスト運動の DTA が合併して設立された)

【私たちのビジョン、ミッション、価値】

私たちのビジョンは、すべての近隣社会が繁栄し、地域の人々が自らの未来を共に決定できる、公平で多様な社会である。

私たちのミッションは、熱心で進取の気性に富んだコミュニティ主導の組織のネットワークを、強い共同の声によって発展させることであり、それによってあらゆる近隣社会が繁栄できるコミュニティ・アクションを生み出すことである。

私たちの価値は、「進取の気性」(私たちはより良い変化と達成に向けて、創造的に考え他者を鼓舞するように努力する) 「恐れない」(私たちの主張を述べ、積極的な変化を遂行し、建設的で解決に向けた方向に人々が責任をもてるように働きかける) 、 「平和に」(たえず私たちがなすことの影響について考え、友好的にアプローチし、高い質の水準を保持する)

(3) 日本の場合

横須賀基督教社会館 (1946 年設立)

【基本理念】

社会福祉法人横須賀基督教社会館は、地域と共に歩んできたコミュニティセンターとしての歴史を大切にし、キリスト教精神に基づく施設として、不安や孤独、排除や孤立のない、人と人のつながりが大切にされ、希望をもって暮らすことのできる地域社会、自立と連帯のコミュニティ形成をめざす。目標とする地域社会のイメージを、

- ・ 「安心して子どもを産み育てられる社会」
- ・ 「違いを受け入れ、たすけあう社会」
- ・ 「長寿を喜ぶ社会」
- ・ 「みんなで参加して共につくる社会」とする。

(コミュニティセンター, ノーマライゼーション, ソーシャルインクルージョン)

その目標を達成するために、以下を社会館の基本姿勢とする

一人ひとりを大切にする。(基本的人権, 自立支援, 利用者主体)

住み慣れたまちで、ずっと暮らしたいという人の自然な思いを大切にする。

(ライフサイクル, コミュニティケア)

地域の人たちが、参加・交流しながら、たすけあいの輪を広げ、福祉のまちづくりを進めることに協力する。(住民主体, 交流, コミュニティ形成, セツルメント)

手の届かない問題、声にならない願いに気を配り、積極的に関わる。(民間性, ボランティア, リーチアウト)

問題をバラバラにとらえるのではなく、その人を中心に必要な支援を考え、提供する。(総合性・統合化)

キリスト教社会福祉のこころを大切にする。(キリスト教社会福祉)

イエス団(1922年財団法人設立)

【イエス団憲章】

賀川豊彦は1909年12月24日に当時の社会矛盾からくる社会悪とたたかい、最微者(いと小さき者)に仕えるために事業をおこし、多くの賛同者にまもられ今日に至った。そこで21世紀を生きる私たちイエス団に連なる一同は、イエス・キリストの贖罪愛に触れ、それを実践することを終生貫き通した賀川豊彦の精神を引き継ぐものである。

一、私たちは、賀川豊彦が実践した settler (地域に生きる人々と共に歩む者)の精神を引き継ぐ。

一、私たちは、自立と相互扶助をめざした開拓的・実験的事業の精神を引き継ぐ。

一、私たちは、地域を越え、国境を越えて共に生きる平和な世界の実現に努めた精神を引き継ぐ。

その他の主要なものについて

・大阪の例は日頃から議論されているので、ここでは省略した。このほかに、興望館、石井記念愛染園、名古屋キリスト教社会館など数多くの施設について、どのようにミッションが掲げられ、具体化されているか確認する必要がある。代表的なものとしてはキリスト教主義のものが多くを占めるが、仏教系の活動と、非宗教的な活動もよく見る必要がある。仏教セツルメントも重要なものが多かったが、今日続いているものでセツルメントの理念を継続しているものは少ないのが残念に思われる。労働運動型のセツルメント、同和地区隣保館の系譜があり重要である。

・それと同時に、セツルメントの歴史をもたない新たな施設が、セツルメント運動の思想に共鳴して理念に取り入れようと取り組んできた歩みに、もう一つの今日的発展の系譜があるように思われる。

4．セツルメント運動の精神と地域福祉施設の役割

(1)セツルメント運動の特性と要件

友人・隣人としての平等な関係、人格的交流と社会的連帯、人の働きが基本であること（ 地域の人々との人間的交わり、隣人愛、共生の視点の追求）

貧困、格差、差別、孤立、排除をなくし、同じ喜び悲しみ、痛みを共有すること（ 貧困解決、エンパワメント、インクルージョン、関係づくり、関係団体との連携・協働）

民主主義、人権、人間愛、平等、社会正義、平和実現の追求と取り組み（ 関連する地域のさまざまな活動への連帯、地域づくりへの参加。今はどの組織・にも共通の働きになっているものもあるが、セツルメントの存在意義の大切な部分）

先駆的・開拓的・架橋的・実験的・運動的な役割（ 保育、学童保育、貧困への取り組み等、大地協が開拓的にめざしてきた）

社会問題・地域問題の発見、社会（地域社会）の観測所（測候所）としての役割（ 調査活動、研究会による問題把握と取り組みの方向の提案、研究誌）

問題を地域でつなぐ総合性をもった柔軟な拠点施設の働き（ 専門性だけでない総合的な取り組み、アウトリーチ、地域の居場所）

相談支援とともに、住民、当事者・利用者の組織化、知識、生きがい、文化、各種クラブ、講座等の提供（ もともとはこの点が重要だったが、今は専門の範囲のみになっている）

地域に根ざし、セツルの理念を基盤として協同社会・コミュニティ・近隣社会を追求（ コミュニティと人のつながりを共につくるのが今日の重要課題となる）

問題解決への運動的役割、ソーシャルアクション、社会変革の役割（ セツルメントは労働運動・法律・制度制定運動、参政権運動、消費者運動、子どもを守る運動、人権・平和運動等と関連し、アクションが活発になされてきた）

豊かな人間形成、全体的人間、教育・社会教育（生涯教育）、自然との共生への視点（ 保育、学童保育を通じた人格形成、全体性の回復、自然体験施設の役割）

実践主体の生きた学習、担い手の主体形成、連帯の場としての働き
(学生セツルメント、ボランティア、諸活動との連携の再構築)

(2)地域福祉施設の特性と役割

総合性・包括性・共同性をもった取り組み
地域性と、地域住民の生活ニーズ解決への地域の拠点としての働き
主体としての住民、当事者とのパートナーシップ
コミュニティの創造、地域の自治力、福祉力形成への参画
地域福祉の推進と変革、架橋性、運動性

(3)今日的展開から学ぶもの、改革に向けて

【セツルメント運動の精神にもとづく施設のミッション】例示

○セツルメント運動の精神にもとづく施設は、コミュニティ、近隣社会のつながりと力を強め、そこに住む子どもからお年寄りまですべての人々のさまざまな生活の問題に対して、地域の一員として、また友人として的人格なきずなを大切にして、それぞれの施設の特性を生かした総合的な支援を行なう。

○一人の存在の背後にある家庭、地域の現実とあるべき姿を考え、地域に学び、人と人との間に橋を架け、人と行政、専門機関、施設、インフォーマルなサービスを含むさまざまな資源のネットワークを造り出す。そして地域に暮らすすべての人々が、自ら問題を解決することができ、豊かな発達が実現できるように、互いに支え合い、主体的な活動を進めることに共に努力する。

○地域においてさまざまな困難を抱える人々と共に歩み、貧困、格差、排除、孤立の解決、排除しない社会の創造を共にめざし、コミュニティ・アクション、ソーシャルアクションにも取り組む。自然との共生、人権と社会正義、平和の実現に向けて共に活動する。

・私たちは、セツルメント運動の精神を受け継ぎ、先人たちが追い求めてきた平和、民主主義、社会正義、コミュニティの理想を発展させる。

そのために大地協は、次のような事業に取り組む。改革案で検討を！

私たち大地協の加盟法人・施設の現在の基本理念、方針も共有して、共通のミッション、ビジョンを考えましょう。そしてセツルメント運動の原点と今日の展開をふまえ、大地協をつくり支えてきた人々の熱い思いを受けとめながら、今回の改革提案を通して、私たち大地協の歩む方向を具体化したいと思います。

地域福祉の諸問題 復刊にあたって

「地域福祉の諸問題」というタイトルは巻頭で永岡会長が述べられているように、歴史のある大看板です。あえてその眠っていたタイトルを復活させるのは、原点に立ち戻りもう一度発信力を高めていくためでもあり、同時に今起きていることを未来に伝えることでもあります。

2015年大地協は組織としての在り方や活動の方向性を含め大きな改革をしようと取り組んできました。詳細は本文でご確認ください。

待機児童が問題とされ、その解消のために形式的に整備されつつある就学前の子どもたちの居場所があります。今その時だけの居場所ではなく生活の中で人とのつながりをもった居場所を考えると「隣保事業に於ける保育所の役割」の中で三木達子先生が述べられているように保育所をはじめとする就学前の子どもたちが過ごす場所の隣保事業的な機能に注目する必要があります。

就学前の問題は、そのまま学童期、青年期、そして地域社会の問題へと、つながっていくからです。

それは、セツルメント研究会の調査報告にあるように、街の中にあり、人の中にあり、そのつながりの中で働く私たちの意識の問題であるといえるかもしれません。

荒廃してきたと言われ続けている地域社会の中で、生活の問題はさらに多様化し新しい貧困、格差が生じています。問題は細分化し個人に帰属するものとされるか、深く埋没し問題とは見えなくなるか。そんな時代にこそ、隣保事業、セツルメントの理念の現代化と新たな実践が必要となってきたと言えるのではないのでしょうか？

「セツルメント」に興味を持たれた方は、永岡会長がわかりやすくまとめくださっている資料：「セツルメントとは何か 原点、大地協の歩み、未来へ」をご一読願います。WEB上にはない濃厚で上質な内容となっています。

この「地域福祉の諸問題」の復刊が大地協の活動の活性化につながればと思います。

NPO 法人 大阪市地域福祉施設協議会
編集担当理事 大川明宏

巻末資料

NPO 法人 大阪市地域福祉施設協議会 会員施設一覧表 2016年10月

	施設名	施設長	〒	所在地	TEL	FAX
1	風の子保育園(子どもの家)	松村 寛	533-0004	東淀川区 小松 1-11- 8	6328-4019	6328-4030
2	都 島 児 童 館	村上 明子	534-0021	都島区都島本通 3 16 10 4F	6921-4385	6921-4385
3	平和の子子どもの家(保育園)	松野 五郎	535-0022	旭 区 新 森 7- 1 - 5	6954-0524	6954-1961
4	育徳園保育所(子どもの家)	倉光 慎二	545-0021	阿倍野区 阪南町 5-12-5	6621-1901	6621-1904
5	阿さひ保育園つくし会(学保)	西山 幸恵	545-0051	阿倍野区 旭 町 3 -1-6	6631-4718	6631-1607
6	望之門学童クラブ	山岡 盛夫	545-0052	阿倍野区阿倍野筋5-13-17	6651-7741	6652-8841
7	今川学園隣保館(子どもの家)	篠瀬実千代	546-0003	東住吉区 今川 3- 5- 8	6713-0277	6719-4755
8	さくらんぼ保育園(子どもの家)	万福 潤一	547-0001	平野区 加美北 7- 7-10	6791-2007	6791-8035
9	港隣保館子どもの家(保育園)	奥田 妙子	552-0015	港 区 池 島 1- 3-47	6571-3182	6571-7503
10	四貫島友隣館(子どもの家)	嶋田 良介	554-0022	此花区 春日出中1-15-13	6461-3713	6462-1072
11	愛染園愛染橋保育園・児童館	小谷 啓二	556-0006	浪速区 日本橋東2- 9-11	6632-5640	6632-5645
12	児童館・今池こどもの家	小谷 啓二	557-0016	西成区 花園北 2-16-26	6632-7020	6632-7020
13	長居保育園(子どもの家)	宮川 ヒサ	558-0004	住吉区 長居東 4-11-16	6691-3669	6691-8292
14	やまと保育園子どもの家	名城 嗣盛	559-0014	住之江区 北島 3- 17-1	6682-1746	6682-1786
15	キリスト教ミト'社会館ミト'保育園	富田恵美子	532-0028	淀川区 十三元今里1-1-52	6309-7121	6309-7123
16	育徳園(コミュニティセンター)	村尾 光宥	545-0021	阿倍野区 阪南町5-12- 5	6621-1901	6629-1979
17	大阪市立西成市民館	河崎 洋充	557-0004	西成区 萩之茶屋 2- 9-1	6633-7200	6633-7203
18	東三国デ'イサービ'センター なみはや	和田美恵子	532-0002	淀川区 東三国 2-12-16	6350-2880	6350-2887
19	水仙の家(高齢者デ'イサービ'センター)	榎本多美子	533-0004	東淀川区 小松 1-12-10	6370-2266	6370-2325
20	ひまわりの郷(特別養護老人ホーム)	海老子隆一	534-0021	都島区都島本通 4-10-19	6924-8880	6924-8883
21	特養いくとく(デ'イサービ'センター)	加藤 久美	545-0001	阿倍野区天王寺北3-18-16	6713-1165	6714-1185
22	高齢者デ'イサービ'センターいくとく	檜皮 雅子	545-0013	阿倍野区 長池町 18- 20	4399-0120	4399-0121
23	愛和テ'イサービ'センター	安藤 勝子	547-0002	平野区 加美東 1- 6-35	6796-3520	6796-3751
24	長居西地域在宅SS なぎいの里	樽谷美智子	558-0002	住吉区 長居西 3- 1-6	6695-6645	6695-6654
25	地域生活支援センター 風の輪	加藤啓一郎	533-0004	東淀川区 小松 1-13- 3	6323-6395	6323-2856
26	都 島 児 童 セ ン タ ー	丸山 智子	534-0021	都島区 都島本通 3- 4-3	6921-5323	6921-5783
27	愛 信 保 育 園	曹 誉戸	544-0032	生野区 中川西 2- 5-15	6712-2020	6712-2020
28	松 の 実 保 育 園	松本 千幸	545-0021	阿倍野区 阪南町1-16-10	6623-5400	6628-8385
29	望之門保育園	金 恵栄	545-0052	阿倍野区阿倍野筋5-13-17	6651-7741	6652-8841
30	育和白鷺学園(保育園)	寺田 修	546-0002	東住吉区 杭全 3- 9-17	6719-2697	6719-2698
31	今川学園(保育園)	篠瀬実千代	546-0003	東住吉区 今川 3- 5- 8	6713-0277	6719-4755
32	北 田 辺 保 育 園	戸田 正三	546-0044	東住吉区 北田辺 3- 6-4	6713-0915	6713-0925
33	メリーガーデン保育園	天野佐知子	550-0013	西区 新町 4-13-16	6532-1360	7493-7370
34	めぐみ保育園	奥田 輝代	551-0011	大正区小林東2-3-5-101	6553-4025	6553-5005
35	わかさ保育園(おおぞら保育)	蕨川 晴之	557-0004	西成区 萩之茶屋 2- 9-2	6633-2965	6633-2970
36	愛染園南港東保育園	萱野 優子	559-0031	住之江区 南港東 1- 6-3	6612-1800	6612-1820
37	大阪市立大国保育所	竹田 陽子	556-0014	浪速区 大国 2-13-1	6649-6182	6649-5821
38	アフタースクールKIDSなみよけ	野上 千春	552-0001	港 区 波除 4-4-18	6583-5230	6583-5231
39	アフタースクールKIDSかわぐち	野上 千春	550-0021	西 区 川口 3-1-23	6599-9070	6599-9071
40	大阪聖和保育園	長瀬 光子	544-0034	生野区 桃谷 5-10-29	6731-6112	6718-2595
41	安 立 保 育 園	本山寿美子	559-0003	住之江区 安立 4-6-17	6671-8846	6671-8853

大阪市地域福祉施設協議会 個人正会員については名簿掲載をいたしません。

編集後記

復刊第1号できあがりました。なんとか、間に合ったというのが正直なところですが、かつての地域福祉の諸問題はB5サイズでしたが、復刊版はA4サイズとなります。文字通り一回り大きくなれるか???これからにかかっています。

とても多忙な中、原稿をまとめてくださったみなさま、校正してくださったみなさまありがとうございました。次号はもう少し余裕ができればと思います。

2016年10月

地域福祉の諸問題 復刊第1号 編集委員会 一同

海老子隆一 谷川勝俊 佐藤 剛 辻野晃弘 西野伸一 大川明宏

地域福祉の諸問題

復刊 第1号 2016年10月

発行 NPO法人 大阪市地域福祉施設協議会

事務局 〒557-0004

大阪市西成区萩之茶屋2-9-2

わかくさ保育園内

電話番号 06-6633-2965

印刷所 株式会社 松村善進堂